

令和2年6月10日(水曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	小永正裕	2番	矢野依伸	3番	山本久夫
4番	山崎正男	5番	浅野修一	6番	吉尾昌樹
7番	濱村美香	8番	矢野昭三	9番	宮地葉子
10番	澳本哲也	11番	宮川徳光	12番	池内弘道
13番	中島一郎	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	宮川茂俊	企画調整室長	西村康浩
情報防災課長	徳廣誠司	住民課長	川村一秋
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	川村雅志
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	土居雄人
建設課長	森田貞男	会計管理者	小橋智恵美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之
教育次長	橋田麻紀		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山崎 あゆみ

令和2年6月第8回黒潮町議会定例会

議事日程第3号

令和2年6月10日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

## 議 事 の 経 過

令和2年6月10日  
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。  
これから、本日の会議を開きます。  
これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願ひ致します。  
町長から発言を求められております。  
これを許します。  
町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。  
少しお時間を頂きまして、本日の地震の状況について行政報告をさせていただきます。  
6月10日、午前0時22分、土佐湾を震源とする地震が発生し、黒潮町では震度4が観測されました。  
震源の深さは20キロ、地震の持つエネルギーはマグニチュード4.6で、県内では、中土佐町で同じく震度4が観測されています。  
それを受け、0時45分、災害対策本部を立ち上げ、1時10分、第1回災害対策本部会議において被害状況の把握を指示、同1時30分、第2回災害対策本部会議を開催し、被害報告がないことを確認し警戒態勢を市町村配備体制に縮小致しました。  
同2時には、警戒体制をさらに縮小、第1配備態勢とし、その後も状況変化のないことから、2時30分に配備態勢を解きました。  
現在のところも被害発生への報告は受けてはおりませんが、住民の皆さまにおかれましては、これを契機に日ごろの備えについて、いま一度ご確認をいただければと思います。  
以上、行政報告とさせていただきます。

議長（小松孝年君）

これで町長の発言を終わります。  
日程第1、一般質問を行います。  
順次発言を許します。  
質問者、矢野依伸君。

2番（矢野依伸君）

おはようございます。  
今、町長の方から報告があったとおり、昨夜の地震で皆さん参集をされて大変お疲れのことと思いますけれども、私の一般質問をさせていただきます。  
今回、新型コロナウイルス感染拡大に伴った関連事項につきまして、一般質問をさせていただきます。  
通告内容につきましては、現在最も喫緊の課題でありまして、昨日も5名の議員の方から質問に対して、それぞれ答弁があった中ではございますけれども、中身も重複するかもしれませんが私なりの質問をさせていただきますので、よろしくお願ひを致します。  
質問要旨としましては、新型コロナウイルス感染防止対策による本町の現状、支援状況等についてでご

ございます。

この新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、本町の感染対策として3月から、町主催のイベント等自粛、延期の取り組み、宿泊業者や飲食店への休業要請、それに伴う休業支援金の支給、また全町民へのマスクの配布など、さまざまな取り組みを行ってこられました。これらのことにつきましては、県内各市町村に先駆け、いち早く取り組みがされてきたものでありまして、昨日も議員の方からお話がありました、近隣市町村から黒潮町はさまざまな支援をしているという声を、私も多く聞いてまいりました。

そのような中ではありますが、町内の現状等についてお聞きを致します。

まず、1番目の質問の、農業、水産業の一次産業、宿泊業者、商店等の現時点における経済的な影響はどうであるのか、についてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

おはようございます。

それでは矢野議員の、新型コロナウイルス感染症の経済的影響についてのご質問にお答え致します。

まず、農業分野の経済的影響についてでございます。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響は、全国的なイベントの縮小、中止、外出自粛により、花卉（かき）類については、需要減少により4月の出荷額が昨年度と比べ半減し、大きな影響を受けております。

また、外出自粛により家庭での食事が増えたことから、野菜類については昨年度以上の出荷額となっていることから、現在のところ影響は少ないものと考えています。

次に、水産業分野についてでございます。

水産業につきましては、緊急事態宣言の発令に伴う飲食店の休業など、消費の冷え込みが原因と思われる魚価の低下が見られます。

魚価の低下は多数の品目で見られますが、特に鮮魚として取り扱われる品目で顕著に表れており、漁業者の収入にも影響が出ております。

次に、宿泊業者、商店等についてでございます。

宿泊業者、商店等につきましては、影響に違いはありますが、全般的な状況と致しましては、人の動きが抑制されている影響で売上げが落ちております。

特に宿泊業は、感染拡大防止のため外出を控える傾向にあること、および町からの休業要請にご協力をいただき影響が大きく、消費が低迷しております。

他方、日常生活に関連した雑貨や食料品を扱う商店では、他の業種と同様に売上げが落ちている、また、地元の消費者に支えられているため影響が少ない、遠方への買い物控えによって売上げが伸びたなど、影響はさまざまとなっております。

現在行っておりますアンケートの6月8日までに回収した回答によりますと、宿泊業8業者の回答中、経営に影響が生じていると回答した業者が6業者、長期化すると影響が出る懸念があると回答した業者が1業者、影響はないと回答した業者が1業者となっております。

また、卸小売業では、28業者の回答中、経営に影響が生じていると回答した業者が14業者、長期化すると影響が出る懸念があると回答した業者が5業者、影響はないと回答した業者が9業者となっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2 番（矢野依伸君）

昨日も、ほかの議員の質問に対してのご答弁があったところありますが、その水産業については鮮魚等の価格が低迷しておると。

そこで、再度になるかもしれませんが、カツオ一本釣りに対する影響っていうのはどのような状況になってるんでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

矢野依伸議員の質問にお答え致します。

カツオ一本釣り漁については、コロナウイルスの影響で魚価の低迷が実はありました。3 月ごろに非常に、漁場の関係もあります水揚げが非常に落ちて、収入に非常に大きい影響を与えておりましたが、5 月になりまして、トンボ、いわゆるマグロが非常に釣れたこともありまして漁場の形成があったこともありまして、今のところ盛り返している状況です。

水揚げとしては、前年度に比べては若干水揚げを伸ばしている状況まで、漁業者の努力もあると思いますが回復しております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2 番（矢野依伸君）

カツオのことについてお聞きをしたわけですが、黒潮町が誇る日本一の一本釣りのカツオということで懸念をしておりました。

3 月については、低迷をしておったけれども持ち直しておるということで、ひとつ安心をするところでございます。

答弁をいただきましたけれども、いろいろな所での今回の影響が出ているものとして、全体的には捉まえてお聞きをさせていただきました。

そこで、次の質問でございますけれども、これまでの支援策の効果および今後の支援策についてでございますけれども。

先ほども申しましたように、県下 34 市町村の中でも先陣を切ったイベント等の自粛、それから延期要請、それに対する休業協力金の町独自の支援策。

また、国、県等の支援策と相まえて対策を打ってきておるところでございますけれども、現在におけるこの支援策に対する効果というものはどのように捉まえておるのか、ご質問を致します。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは矢野議員の、これまでの支援策の効果と、今後の支援策についてのご質問に答弁させていただきます。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大を受け、現段階で 46 の関連事業を立ち上げ、4 月の臨時議会に 1

号補正、5月の臨時議会に2号補正、ならびに今6月定例議会に3号補正を上程させていただいたところ  
です。ならびに、明日、最終日には4号補正の上程を予定させていただいております。

これら関連事業は、大きく分けまして、マスク等衛生用品の調達をはじめとする感染予防策、在宅学習、  
修学支援金交付をはじめとする住民生活支援策、ならびに休業要請に係る経済支援交付金をはじめとする  
経済支援策となっております。今回は主に経済分野についてのご質問と思われまますので、経済支援策に  
ついて答弁させていただきます。

まず、経済支援策につきましても、その目的は時系列で推移をまいりました。

まず、経済被害についてその全容は明らかになっていない段階では、最優先事項として、今後のあらゆる  
状況を想定し資金ショートによる倒産を防ぐため、令和6年度までの5カ年間、県の産業振興および安  
心実現の2本の制度融資、ならびに、通称マル経の通常分とコロナ対策分の、合わせて計4本の無利子融  
資制度を立ち上げたところです。

当面、これらの融資制度を積極的にご利用いただくことで、資金ショートを回避する受け皿をつくらせ  
ていただきました。

続いて、当初から局所的にコロナの被害が甚大であり、かつ休業要請に応じていただいた事業所への交  
付金制度をはじめ、県の休業要請に係る負担金や、町としての支出は伴いませんけれども国の持続化給付  
金の相談窓口を設置、積極的に利用申請の相談に応じているところです。

その上で、今議会には本格的な経済回復に向けた関連予算の一部を計上させていただきました。

しかしながら、現段階では、冷え込んだ町の経済のカンフル剤として積極的に県外からのお客様を誘致  
する段階にはなく、まずは住民の皆さまにご協力をいただき、冷え込んだ飲食、物販を支援するためのプ  
レミアム付き商品券およびプレミアム付き飲食券の関連予算や、県民向けの旅行商品造成に係る予算、な  
らびに、3号補正予算で既に提案させていただいております幡多広域観光協議会が進めますGoToキャンペ  
ーンに関連する予算と併せ、4号補正では、観光分野を含め全面自粛解除を見据えた観光誘客関連予算を  
提案させていただく予定としております。

そのうち、これまでの支援策の効果でありますけれども。

まず、資金ショート回避を目的とする4本の無利子融資制度につきましては、現金給付におけるいわゆる  
真水の経営支援効果は信用保証料および利子補給の総額となっております。かなり限定的ではありま  
すけれども、積極的にご利用をいただきました実績から見ると、当初の目的でありました資金ショートの  
回避の効果は一定あったと考えております。

次に、休業要請に係る交付金につきましては、上限を定め、かつ前年同月比の2分の1であることから、  
売り上げ減少分を全てリカバリーするには至っておらず、かつ、それぞれの経営体の固定費をはじめとす  
る経費のポートフォリオおよび損益分岐がまちまちであることから、その効果についての判断をというこ  
とでございましたら、各経営体ごとの個別に分析、判断ということになります。

現段階までに予算支出を伴い実施させていただきました主な事業については以上でございますけれども、  
今後の支援策の方向性につきましては、冷え込んだ景気を回復させることが最優先であります。

併せて、現在、町内539事業所にアンケート調査を実施しておりまして、回収後、早期に分析の上、町  
内経済をしっかりと見極め、景気回復策と併せて個別の経営支援策等、必要な施策について検討を進めて  
まいります。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2 番 (矢野依伸君)

ありがとうございます。

町長の方から、今後の支援策のところまでご答弁をいただきましたので、そこをちょっと区切ってやろうかなと思ってましたけれども、いいえ、構いません。

そういうふうには各種取り組みをされて、町の事業者、また住民の方も、ほんとに喜んでいるだろうというふうには想像をするわけでございます。

先ほどもありましたけども、プレミアム商品券の実施、それから Go To キャンペーン。これはちょっと情報によると、国の方も7月の下旬にスタートを切るような予定でおったようですけど、何かちょっと延びるようなお話も出ております。国の方も早い対応をして、Go To キャンペーンの取り組みができるようなことになればいいかなというふうには思ったところでございます。

かくしても長引けば、今、対策は講じて、それなりの資金ショートの解消であるとかいうようなことは避けてはおるんですけども、長期的になれば、ほんとに事業者としては大変な時代になってくるだろうということを心配するところでございます。

今回の町の支援策の中で、花卉(かき)の販売。3月ごろですかね、大変な各種のイベントであるとか出店であるとかいうことも、自粛をされたことも大きくあろうと思います。そういう中で、町内での花卉(かき)の業者に対する何かの支援策ができたなら良かったかなというが、今になってはちょっと思うところですけども。

今後、農産物、水産物等も含めてですね、消費拡大に一層に努めていただきたいというふうに思うところでございます。それは、町内への人の入り込み、それに対する宿泊、あるいはスポーツ合宿であるとか、いろんなことでの関連した消費拡大にもなろうかと思えます。ぜひともそのあたりが早めに進まれていくように、ひとつ取り組みの方をお願いを致します。

それでは、次の質問に移らせていただきます。3番の、梅雨、台風時期を迎えるに当たっての避難体制等の取り組みについてでございます。

今年の梅雨入りは例年より早く、先月の31日に四国地方が梅雨入りしたとの報道があったわけですけども、これから台風の襲来や集中豪雨が懸念をされる時期ともなりました。

昨日もご質問があったわけでございますけれども、避難所の開設に当たって、今までも感染症に対する対策といいますか取り組みは必要なものであったんですけども、今回、特に新型コロナウイルスによる感染ということが危惧(きぐ)をされるところでございます。

この感染症を加えた、避難所の開設の在り方、注意点。昨日も、回り役もつくって避難所も拡充をしていくという話がありましたけれども、このことに対して再度のご質問になるかもしれませんけれども、町としての、この感染症も含めた避難所に対する考え方というのを、まずお聞きをさせていただきます。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (徳廣誠司君)

それでは矢野依伸議員の、避難体制の取り組みはのご質問にお答え致したいと思います。

梅雨や台風時における町開設の避難所につきましては、これまで10カ所から18カ所に増やす計画としております。また、現在、それぞれの区長に開設をお願いしている各地区の集会所等17カ所に加えまして、現在進めております土砂防災ワークショップで作成されました自主避難計画により避難先とされている13地区の集会所等、地区で開設、運営する自主避難所についても感染症対策としての消耗品、備品等を整

備する予定でございます。

また、昨日も答弁致しましたように、避難所での新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策として、出水期における避難所での感染症対策マニュアルを作成中でございます。これは、これからの出水期に開設する避難所での感染症拡大防止を図るために作成するものでございまして、具体的には、避難者名簿による体調等の管理や事後の追跡調査、マスクの着用、手指消毒等の徹底を記載しております。

これによりまして、避難所の開設から閉鎖までの手順を記載し、避難所での職員が対応すべき事項を取りまとめるようにしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2 番（矢野依伸君）

そのマニュアルの作成をするということでございますけれども。

この作成、完成する時期といたしますか、それはいつごろを想定をされておるのでしょうか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

内容につきましてはほぼ出来上がってる状況で、もう現在、その状況になったらそれを運用していけるところまではできています。

なので、最終的にそれを決めて、早急に形として整えたいというふうに思っております。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2 番（矢野依伸君）

もう梅雨時期を迎えておりますので、なるべく早くそういうものを完成させて、示されるような状況をつくっていただくことが大切だろうと思っておりますので、よろしく願いを致します。

それから、今まで町の職員が配置される避難所 10 から、8 カ所増やして 18 カ所というお話があるわけですが、この 8 カ所増える所というのはどこらが増えるのでしょうか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

これまで 10 カ所としていましたのは、各エリアごとで 1 カ所開設するように、町の職員が行って開設するように計画をしておりました。

基本的に、風水害におきましては避難するエリアにおいて、それぐらいの避難所で十分カバーできるというふうな考えで町の開設する避難所は 10 カ所としておりましたけども、この感染症を考えた際には、できるだけ多くの避難所を開いた方がいいというところで、そのエリア内でさらに町の施設として広げられる所に対して、新たに 8 カ所を追加したものでございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2 番（矢野依伸君）



今回の感染症対策、これはスペースを多く取って、避難者があったときにはそれを確保する。そういうことからして、施設を多くして拡大をするということは当然必要なことだろうと思います。

具体的な場所がというところを思ったんですけれども、また後日分かると思いますので、また教えていただきたいというふうに思います。

先ほどの答弁の課長の中でも若干触れられたところがあったんですけれども、町の避難勧告、指示に基づくものと、事前避難として地域が自主開設する場合、こういう場合が出てまいります。

その中で、町の職員が配置される避難所においては一定の感染症の、まあ人数も避難者も多いことも想定されるでしょうからそういう対応は必要だろうとは思いますが、先ほどもありました地域が開設する避難所に対する感染症対策らに対する対応とございますか。避難者も少ないかもしれませんが、それは感染症防止からすれば当然必要なことで、回り役の作成をして、それを示すということではありますけれども。どう言うんですかね、やっぱり事前に地域が開設する避難所というのもの、それぞれの地域で対応が苦慮する場面があるんじゃないかなというふうに想定をするわけです。

それらに当たって、避難所の開設、運営に当たっての留意点。マニュアルができるまでに、例えば概要であるとかいうようなものが前段の中でお示しをしていただければ、地域としては助かるんじゃないかなというふうに思っております。

詳細なマニュアルにつきましては後日になったとしてもですね、最低限、避難者の健康状態であるとか持参品であるとか、備品等につきましては配備をしていただけるというお話もありますけれども。やはり、町職員が配置されない避難所の開設に当たってはなかなか問題だろうと思いますので、早くその留意点なんかをお示しを。ポイント的にお示しをすることはできないかなと思うんですけれど、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答え致します。

矢野議員おっしゃられるように、町の職員が行けない避難所という所も、各地区にお願いして開設をしていくということになります。その際に、やはり重要なポイントというのはお示しする必要があると思います。

その中で、各避難所において掲示できるよう、ポスターを作成するように計画しております。

感染予防の8つのポイント、消毒のお願いであったりとか、体温を測るであったりとか、距離を空ける、向かい合わせに座らないといった、感染症対策に寄与すべき内容を記したポスターを掲示するように計画しております。

その中で、やはりなかなかその地区だけでは分からない部分があるかと思っておりますので、特に、避難された方に対しては情報防災課の方の連絡先、また感染症に対する対策については健康福祉課の電話番号等も記して、何かあればそちらに連絡していただくよう、ポスター掲示を計画しております。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2番（矢野依伸君）

ぜひ、早めにそのあたりについて、もう時期は入っておりますので、対応していただくようお願いを致します。

風水害等については、昨夜の地震等ではないんですけれども、それぞれの地域で判断をしなければなら

ないことも現実問題としてはあります。そのとき、なかなか地域としては苦慮をする状況もあります。そういうことからして、併せて風水害、今、町として土砂災害に対する取り組みを一生懸命されております。

そういうことからして、避難所のことも大きな問題でございます。たとえ、地震であったとしても風水害であったとしても、自らの命は自ら守るが大原則ではありますけれども、そういうことからして避難に対する、あるいは行動に対する、今、ワークショップで町全体に広げろうとは思っておりますけれども、そういうところは地元としては課題も多々あるかと思っておりますので、ひとつよろしくお願いを致します。

次に、4番目の、小中学校休校に伴います、今後の児童生徒に対するフォロー体制はどうかという質問に対して問います。

新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、3月の4日から5月の11日までの間、中には春休み等も挟みこんでの期間でございますけれども、休校をしてきております。新年度の学期がスタートしましたけれども、13日には再度の臨時休校となったというふうに記憶をしております。

これまでの休校の間、児童生徒はもとより、保護者、教員などは、今回の対応については初めてのことであって、それぞれさまざまな対応をする中での苦慮も心労もあったことだろうと思っております。

そこでまず、学校が再開されてから今の時点で約1カ月が経過をしてきております。この長期の臨時休業による児童生徒の生活リズムに対する心配事、あるいは不登校気味になっていた、あるいは現在もいるとか、そういう子どもたちの状況というのはどのような状況でしょうか。

それから、特に小学校新1年生につきましては、新学期のスタート数日間をもって休校をしてきたところですが、特に小学校1年生なんかに対する心配事とか、生活状況であるとかというようなことに対してはどのような状況であったか、ちょっとお聞きをさせていただきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

おはようございます。

まず、答弁に入る前に、この場を借りて一言お礼を申し上げたいと思っております。

3月の小中学校の臨時休校に続きまして、新年度入学式直後から臨時休業ということで、保護者の皆さんには多大なご負担をお掛けをしました。また、保育所、保護者の皆さまには、登園自粛にもご協力をいただきました。

また、子どもたちが巻き込まれた重大な事件、あるいは事故等もなく、5月11日より学校教育を再開をさせていただいております。

この間の保護者の皆さま、地域の皆さまのご協力に感謝を申し上げるとともに、子どもたちと地域との交流などはしばらく制限がかかりますけれども、引き続き子どもの成長に地域総掛かりでかかわっていただくことを重ねてお願いを申し上げたいと思っております。

では、矢野議員のご質問にお答えを致します。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止をするために、本町では4月13日から4月24日まで小中学校を臨時休校とし、さらに5月6日まで延長、再度、5月8日まで延長をした後に、5月11日から学校教育活動を再開をしているところでございます。

今後の学校運営に当たっては、感染症対策と子どもたちの健やかな学びの保障、この両立を図っていかねばなりません。

児童生徒のフォローにつきましては、学習面に対するフォローと精神面へのフォローの、2点が重要で

あろうと思っております。

まず、学習面につきましては、この間授業を実施できなかった実数を、今後の学校運営の中で確保していく必要がございます。そのために、まず、夏期休業期間を短く致します。1学期の授業を7月末まで実施をして、夏期休業を8月1日から8月23日までとし、2学期の始業式を8月24日と致します。

さらに、学校ことで取り組みは異なりますけれども、裁量の時間を教科指導に充てる、一日7時間授業の日を設定をする、行事の中止や短縮などの工夫をしながら授業時数の確保を致します。

また、授業時数を確保するだけでなく、学習内容が児童生徒に定着するということが重要でありますから、まず一人一人の学習内容の定着を確認をして、不十分な場合には、補充のための授業、休み時間や放課後の補習の実施、さらに個別補習や追加の家庭学習を課すなど、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じているところでございます。

次に、児童生徒への精神面に対する配慮ということでございます。

現在のところ、臨時休校に伴って特別に心のケアが必要な児童生徒がいるとの報告は受けておりませんが、重ねて各校では、職員会、校内支援委員会、学年部会で、児童生徒の様子を情報共有すること。朝学活、夕学活、給食指導時には、担任だけではなくて副担任、支援員等も同席をして、児童生徒の様子を観察すること。授業の記録による、授業中の児童生徒の状況把握等を共有。保健室の記録による、保健室来室児童生徒の状況把握。生活日誌による状況把握や生活アンケートの実施などを通じまして、日々、児童生徒の状態を把握をすることとしておりまして、場合によっては個人面談を実施を致します。

いずれにしても、今回の臨時休業によって子どもたちが大きなストレスを抱えたまま過ごしたことは間違いございません。それを表に出さないまま、日々過ごしている可能性も高いと思います。全てが日常に戻っているわけではない現在、不安を抱える子どもたちをこれまで以上に観察をし、変化があれば職員で共有をして、子どもの声をしっかり聞き、どのような気持ちでも受け止めるということが大事であろうかと考えます。

最後に、今、先生方が一番苦勞されているのは、今回の臨時休業で基本的な生活習慣、生活リズムが乱れた児童生徒への対応だと報告を受けております。これまでも、基本的な生活習慣の重要性を子育て講演会や参観日等でたびたび触れてきておりますけれども、まだまだ努力が足りないと感じています。

児童生徒への直接的なフォローと併せて、家庭教育の充実や子育て支援も、今後取り組むべき重要課題であると考えております。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2番（矢野依伸君）

私が質問通告の書き方を総括的にお知らせしていますので、後で聞こうかなと思うことも総括的に教育長のお方からお答えをいただきました。

一番は子どもたち、これが一番でございます。特に体力的な面が低下しておるであるとか、長期の休業で朝も起きにくいであるとかいうようなことが、多少なりとも子どもたちはあるだろうというふうに想定をします。

この対策に対して、学校教職員全員で対応する。これはもう当然でございます。なかなか、子どもたちの内容を把握をしにくい場合が多々あるかと思えます。いろんな面で子どもたちの変化について気を付けていただいて、フォローしていただくようお願いをしたいと思います。

それから、休業に伴いました授業日数の関係です。これもお答えをしていただきました。

今日の新聞にも掲載をされておりますけれども、夏期休業の短縮、各市町村の取り組み状況も書かれておりました。黒潮町のがも、8月の1日から23日までを夏休みの期間とするというように掲載をされておりました。当然、春先に授業日数が確保できてないわけですので、何らかの手だてをせないかんし、今、教育長からお話があった、7時間対応ということもあろうかと思えます。そういうことで対応をして、授業確保、学びの保障というものをぜひ行っていただきたいというふうに思います。

その中でちょっと、事件、事故とか、心配される所は大きくは見受けられないというお話でございましたけれども、一番私が心配するのは新一年生ですね。基本的には保育所からの小学校への入学ということで、そこへ長期の臨時休業が入ってきたわけですけども。

そのあたりについては、特に心配されるような事例とか、対応とかいうものはどうだったかということ、再度お聞きを致します。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

再開後、1週間から5日間をかけた全校、私の方で学校訪問をさせていただきました。例年4月に、新任で来られた先生方の様子、あるいは子どもたちの様子を見るために例年4月に学校訪問をしてるんですけども、それができなかったということで、再開後に全校を学校訪問させていただいて授業を見させてもらい、それから子どもたちの様子を見させていただきました。

今、ご質問のありました、特に小学校1年生が非常に、入学して3日、4日ですぐに臨時休校ということでしたのでごく心配しておりますけれども、全ての学校で、非常に子どもたち元気に授業をしておりました。むしろ、例年と比べると今年の小学校1年生は非常に落ち着いて授業に向かっていたのではないかな、というふうに感じたところであります。同じように、進学をした中学校1年生も同様でありますけれども。

問題は、今に言いましたように表面的には元気に明るく、先生の言うことを聞いて授業をしてるのかもしれないけれども、ほんとに内面というのは、我々大人が表面ぱっと見ただけでは分からない部分もございまして、校長先生には、日々子どもたちの様子を十分観察をしておいてほしい、というふうにお伝えをしておるところでございます。

今後も、養護教諭等を中心にしながら子どもたちの日々の様子を観察をして、気になるようなところがあればすぐに対応するというので、対応してまいりたいと思えます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2番（矢野依伸君）

ぜひとも注意を払って、子どもたちの健やかな成長といいますか、学校での生活に乱れないように、ひとつ対応をお願いを致します。

それから、中学校3年生でございます。来春には進学等を迎えるわけでございます。

この進学の選択に当たって、影響が出ないような取り組みっていうことが必要であろうかと思えます。全学年、その取り組みは学びの保障というものは必要なんですけれども、特に筋目を迎える3年生。県内の中でも、各市町村の学校によって、若干の差が出ております。その遅れを取り戻すためといいますか、中学校3年生が次へ進む段階としての3年生の進路の選択について影響がないような取り組み方というもの

があればですね、お聞きをさせていただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えをしたいと思います。

中学3年生の来年度の、特に高校の入学試験に関してでありますけれども。昨日、県教委の方から、3年度の入学志願者の取扱要綱が送られてきました。

いまして、地教連の中の教育長の中で問題になっているのは、各学校で1年間学び切れない。つまり、最後の方まで学び切れないまま受験をするということについては不利益な生徒もいるのではないかということが話が出ていまして、場合によっては、出題範囲を例年と狭くして、県立高校の入試問題を作っただくような対応も必要なのではないかということを経理長会の中では話をしておりますけれども、今言いました取扱要綱の中では、具体的にそういうことは触れられておりません。あくまでも、例年どおりの対応で期間を示されております。

けれども、今言いましたように今後の状況によりましてはそういうことを、当町の生徒に限ってということではなくて、これは県下的な問題でございますので、地教連として課題が生じるということが明らかになれば、今言いましたような、例えば入試範囲を狭めて本年度に限り実施をしていただきたい等の要望につきましては県教委の方に伝えていかなくてはいけないと思っておりますけれども、少なくとも小中学校、佐賀中学校、大方中学校、両校長先生に確認をしましたところ、このままで授業時数を確保できれば、予定どおりの授業が実施をできるというふうに伺っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2番（矢野依伸君）

ぜひとも影響のないように、また、影響が出るような懸念性があるならば、それは県教委等に対しての要望を、また地教連としても一体となってもですね、要望をしていただきたいというふうに思います。

それから、もう一点だけ。

その授業日数は確保できる見込み、今の段階であるならば立っておるわけですがけれども。この授業日数の確保はもとよりその内容について、学びの内容、教育内容の工夫っていうんですか、いろんなことをしていけないかんだらうというふうに思います。

授業日数は確保できたとしても、例年から比べれば変則的な状況の中でやってまいります。この遅れを取り戻すために、先生方も大変苦慮をされる状況はあろうかと思っておりますけれども、そこが走り過ぎていけないし、子どもたちの状況を見ながら、それを進めていけないかと思っております。7時間授業であるとか、夏休みの短縮であるとか、あるいは行事の縮小であるとかいうことでやって確保はできたとしても、その内容がすごく重要なかなというふうに思うわけですがけれども。

もう最後にその1点だけ、どのようにお考えになられておるのか、お聞きをさせていただきます。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えをしたいと思います。

今回のこの臨時休業で、学校教育が抱える弱点というのがいろいろ明らかになったのではないかというふうに、自分は考えております。つまり、これまで私たちは、子どもが学校に来られなければ授業ができないというふうに当たり前に思っていましたけれども、学校で来ない状態で授業をしなればならなかった。ということになりますと、学校に子どもたちが来られないとできないことと、学校に子どもたちが来なくてもできることと、両方の授業ないしは指導があったということが、私は明らかになってきたのではないかと思います。

今、議員もご存じのように、文科省が数年前から、主体的で対話的で深い学びということをしきりに言っております。自ら考えて、友達と協働して話し合いながら自分の意見を述べて、そこでよりお互い深め合う学びと、そういうことでございますけれども。例えば、学校でしかできないというのは対話的な学び。例えば、自分一人でもできる学び。それが主体的な学びとすれば、主体的で対話的な学びというものを上手にコントロールしながら、学校現場で指導をするということが求められていくのではないかと。つまり、これまでのやり方というのをやはり見直しをして、学校で授業が望ましいこと、例えば言語活動でありますとか、今言いました主体的、対話的な学び。あるいは体験を伴う学習とか、用具、器具、設備等を使用しなければならないものとか、そういうものはどうしても学校で指導をしなければなりませんけれども、自分の考えを深める、あるいは発想、企画、立案をする、情報収集をする、学んだことを日常生活で役立てるといようなことについては、必ずしも学校でなくてもできる学びということを、そこらへんを組み合わせをしながら、効率良く子どもたちの学びが深められる方法を我々も一緒になって教員と考えていく、ちょうど考えるチャンスを、今回のこの臨時休業では与えられたのではないかと考えておまして。

今後、校長会等でその点を議論をしまいたいと考えているところでございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2番（矢野依伸君）

今、教育長が答弁された内容、それは今回のことが、今までのことからすれば一つの大きなきっかけであろうというふうに思います。

ただ、今、教育長がお話をされたことを実践的に今後やっていくということになれば、さまざまな課題があらうかと思えます。短期にそのことができることでは、ちょっとないだろう。また、長期的な視点を持ってそのことに取り組んでいくということは、必要だろうと思えます。ぜひそういうことも組み合わせながら、今後、子どもたちの学びであるとか、生活であるとかいうことを対応していただければと思います。

なるべく教育のことは私も避けていきたいとは思っているんですけども、今回、コロナ感染につきまして、併せてお聞きをさせていただきました。

今回、教育委員会の事務局に教職員であられる橋田さんが割愛採用で在籍をされて、行政職、教職の次長さんがそろわれました。この二面性の持つておるところをいかに発揮をしてですね、教育長を支えて、黒潮町の教育がなお一層促進するように、また進んでいくように、また期待をしておるところでございます。

もう最後になりましたけれども、冒頭申し上げましたように、今回の新型のコロナウイルスにつきましては、黒潮町としてほんとにさまざまな対応をして、町民の方も喜んでおるし、また近隣市町村の方も、黒潮町はすごいというようなお話も聞きました。それぞれ市町村の実情があつて、できること、できないことがあらうかと思えますけれども、34カ町村の中では素晴らしい対応をされております。

今後、第2波、町内での初感染、これも全く否定をできるものではございません。そういうことも含めて、感染防止にまた町民と一体となって取り組んでいかないかんし、それから、一番今後進めていかなければいけないのは景気対策であろうかと思えます。今後、先の長い取り組みになろうかと思えますけれども、そういうことにまた町長を先頭にしてですね、町職員の皆さんが頑張っていたいただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、矢野依伸君の一般質問を終わります。

この際、10時5分まで休憩します。

休 憩 9時 51分

再 開 10時 05分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮地葉子君。

9番（宮地葉子君）

それでは通告書に基づいて、今回は3点について質問を致します。

この3点の質問ですけど、多くの議員と重なっておりまして、先ほどは矢野議員が直前にした質問がまた全部重なっておりまして、答弁もおんなじことになったら申し訳ないんですが。なるべく別の角度から聞きたいとは思ってますけどなかなかそうもいかないの、おんなじことが重なったら申し訳ありませんが、またよろしくお願いします。

それでは1番目、コロナ対策についてお伺いします。

コロナ問題の質問というのは、今回、同僚議員がたくさん質問しておりますので、重なる部分が今言いましたように多くありますけども、今の状況ではこの問題を抜きにした私たちの日常というのは考えられなくなりましたので、私も今回の質問に取り上げました。

コロナ問題は、今までの私たちの暮らしに計り知れない影響を与えて、生活が全てにおいて変貌してしまいました。深刻な問題があらゆる方面に出て、このコロナ問題というのは世界中の人たちが手を結んで、心を一つにして立ち向かわなければならない、そういう問題になりました。初めてする経験が多いし、私たちは今後の見通しも付きにくく、今の段階では不安やストレスの中で暮らしていくということが少なからずあります。コロナ問題は、私たちに多くの課題を突きつけていますが、取りあえず正しい生活様式を頭に置きながら、当面の差し迫った課題について何点かお尋ねをしていきたいと思えます。

まず、カッコ1ですが、特別定額給付金についてです。

政府は、当初は一定の条件をクリアした人を対象に30万円の給付を提案しておりましたが、国民からの批判の声と、全員に10万円を給付してほしいという切実な、圧倒的な声に押されて、急きょ、国民の要望が取り上げられました。みんなで声を挙げれば政治は変えられる。待ちに待った住民全員への給付です。

現時点での申請者は何パーセントでしょうか。また、そのうちオンライン申請は何パーセントでしょうか。

このカッコ1の中には3点分かれた問題がありますので、続けて言います。

次ですが、申請書に受給を希望しない方という欄が設けられておりまして、そこにはバツ印を入れることになってはいますが、勘違いをする方がいるやもしれないと思心配をしました。実際、住民の方からの問い

合わせもありましたが、この欄を取り除いた自治体もあったとニュースで聞いたのですが、実際、勘違いをしたらどうするのかなど、そういうことも懸念されますがどうでしょうか。

次に、給付には一人も取り残さない工夫が求められます。まあ課長の答弁にもそういう思いが込められておりましたが、何か対策は考えてるでしょうか。

まず、カッコ1についてお伺いします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは宮地議員の、コロナ対策のための特別定額給付金についてお答えをさせていただきます。

宮地議員も申されましたけれども、昨日からの答弁と重なる部分が多いですけれども、ご了承いただきたいと思います。

基準日である本年4月27日現在の黒潮町の対象者は、5,490世帯、1万997名となっています。

申請状況につきましては、昨日の答弁では6月5日現在の数値を引用させていただきましたけれども、本日は6月8日現在の数値で答弁をさせていただきたいと思います。

おととの6月8日現在では、オンライン申請と郵送申請を合わせまして、5,132世帯、1万423名の方に既に申請をしていただいております、金額で10億4,230万円、率にして94.78パーセントの方が申請済みとなっております。

なお、本日も給付金の支払日になっておりますが、本日の支払いがエラーもなく予定どおり行われた場合、本日現在において給付金を受け取られている方につきましては、4,309世帯、8,778名の方でありまして、金額で8億7,780万円、率にして79.82パーセントの方で、おおむね8割の方が給付金を受け取られているということになります。

次に、議員ご質問のオンライン申請の状況につきましては、6月5日現在で、36世帯、80名の方が申請しております、金額で800万円、率にして0.73パーセントとなっています。

しかしながら、このオンライン申請につきましては、5月15日以降に郵送による申請書が全戸に届いたことから、最近では申請される方が少なく、今後もあまり増えないのではないかと考えているところです。

参考までに、町内でマイナンバーカードを持たれている方のデータですけれども、5月末現在で、1,061名、率にして9.65パーセントでありまして、町民の約1割の方となっております。マイナンバーカードの申請をしてから実際に手元に届くまでには3週間程度かかりますが、本年3月以降、国の強い後押しもあり、今後導入が予定されておりますマイナポイントに対する期待感、また、申請時に必要な顔写真を町が無料で撮影するサービスを始めたことから申請者が増えておまして、現在では、1,397名、率で12.7パーセントの方が所持または申請中となっております。

次に、申請書の受給を希望しない方がバツ印をする欄は勘違いしやすいというご指摘につきましては、国が示した標準モデル様式をそのまま本町が採用したことによるものでありまして、申請された方からも同様の意見をいただいた方が数名おられました。

町と致しましては、この記載間違いを防止するため、この欄にチェック印を付けられた方につきましては電話連絡を行いまして、本人の意思確認を行う対策を取っております。返信用封筒に本人確認書類や通帳等の写しを同封して申請しているにもかかわらず交付を希望されない方は、まずいないのではないかと判断によるものでありまして、現在までに電話確認をした全員の方がこの間違いによるものでありまして、今後、このような事案が発生した場合には電話確認を続けていきたいと思っております。



最後に、一人の給付漏れも出さない対策につきましては、給付金システムの導入によりまして、申請済みの方と未申請の方が分かるシステムとなっております。これによりまして、今月中にはおおむね申請者が確定するものと思われまますので、来月以降、未申請の方に再度申請書を郵送して申請忘れによる注意喚起を行うとともに、戸別端末機でも放送を行いたいと思っております。

さらに、それでも提出されない方につきましては、町職員が直接自宅に出向いて、本人の意思確認と申請勧奨を行いたいと思っております。

なお、申請勧奨の方法につきましては当課が主体となって行いますけれども、できれば社協や民生委員の方の協力もいただきたいと思っておりますので、詳細につきましては今後、関係機関と協議してまいります。

また、通帳を持たれていない方や体の身体的な理由で申請ができない方などの特別な理由のある方につきましては、社協などの福祉部局の協力を得まして、給付金を直接窓口で支給をする対応を取っております。6月5日現在で窓口で現金支給を受けられた方は、7世帯、12名の方でありまして、率で言うと0.1パーセントとなっております。このような方は数的には決して多くありませんけれども、引き続き対応が必要になった場合には慎重な対応を行っていきたいと考えております。

いずれにしましても、できる限りの対策を講じながら可能な限り、100パーセントに近い町民の皆さんに給付金が行き届く対策を講じてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

大変きめ細かい対応をしていただいてまして、町民を代表して感謝致します。

というのがですね、昨年ありました消費税の対応としては、非課税世帯でしたけどもプレミアム商品券がありました。2万5,000円を2万円で買えるというのがあったんですけど。これは26パーセントしか普及してないんですよ。実際ね。そのほか1万円の支給だとかいろいろあるのも、ものすごく住民の方が受け取りが低くてですね、これを100パーセントやるということは大変だけど、かといって、ほんと皆さんが待ちに待ってるもんですし、景気対策にももちろんなりますし。それだけじゃなくて、その生活支援ですので、何とか全員にこれを皆さんへお届けしなきゃいけないというのは、町の方も考えてくれてたということで大変ありがたいんですが。

3点ありましたので、1つずつまた聞いていきますけど。

今言うたように、もう今、実際94.78パーセントということで、ほとんど100パーセント近くいくだろうと、今、課長の答弁を聞いてまして思いました。

それで、オンラインのことですが。実際、これは高知市なんかはもうトラブル続きで、オンライン申請は取りやめになりましたけど、その点はなかったですか。トラブルは。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

オンライン申請について答弁させていただきます。

5月1日から受付を開始しておりまして、実際に給付が行われたのが5月20日からとなっております。先ほども申しましたとおり件数的にはあんまり多くありませんが、私が昨日現在確認した状況によります

とオンライン申請によるエラーは発生しておりませんので、申請どおり給付が行われているということでございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

それからですね、バツ印の問題ですよね。やっぱり間違いが、勘違いがあったということ、課長からお聞きしました。よその市町村では、お一人だけあったということも聞きましたけど。

構わなければ、何件ぐらい、バツした方ね。勘違いした方があったのかということと。

その処置を、今お聞きしますと電話連絡を取って対応してくれたという点では、大変ありがたいなと思ってます。これ、もらいたいの、何か書かなきゃいけないのかなと思うんですよ、ああいうところがあると。だから、これは勘違いするなど私は思ったんですけど。

構わなければ、何件ありましたか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

バツをした方については、4名だったと思います。

ただ、付箋にですね、バツをされた方が付箋を張っておりまして、間違いですって書かれた方もおりました。

4件だったと思います。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

それでは、受け取りは要らないという方はいなかったということでよろしいですか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

今のところ、本人の明確な意思で受け取らないという方は一人もございません。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

はい、分かりました。

その3つ目のですね、その3つ目というのは、一人も残さないで全員に給付するという点で、今課長のお話ですと、最終的には何人かは残る。その手だてがですね、社協や民生委員さんにもお願いするというふうに言われましたので、ほんとにこれをしなきゃいけないなど私は思っていました。

というのが、私たちではなかなか分からないですよね、その状況が。一定。だから、あの人は動きが悪くからコピーにも行けないし、どうなのかなと思って声掛けたり。分かる人はですよ、声掛けたらですね、これ課長にも言ったかもしれませんが、高知からもお嬢さんが帰ってきて、全部出しましたと。以前、プレミアム商品券のときには私が取り扱ってお手伝いしたこともあるんですけども、10万円だし、それか

ら全員ですので、みんなの頭の中であって。1万や2万もらうのと違って、やっぱ10万円というのはそれだけの効果があるし、高知から帰るにも本人も、旅費も出ますからね。その10万円頂けますから。ああ、そういう点ではほんとすそ野広く皆さん、しかも早めにもらってるなという点ではね、安心したことでした。

ただ、後に課長が言われたようにもうちょっと、少しだけ残る。その人たちには、手厚いフォローをしてくれるということですが。ほんとに、住所が分からない人が他の市町村ではいるそうですね。住民登録が、何だか少し認知がかかっている、子どもさんを連れていて、よそにいるとかですね、住民登録がちゃんとされてないなり何なりあって、そういう方がいたという例を聞いたんですけども。

課長の方では、続けてこれやってくれるというので、100パーセントというところを目指すじゃなくて、そういう気持ちでやってくれると思うんですが。

どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

実際に住民票は置いておられるけれども居住実態のない方もおられますので。

先ほど私、答弁で可能な限り100パーセントと申しました。当然、そこに向けて頑張っていきますけれども、どうしても追跡調査の結果、行き当たらない点も出てこようかと思えます。

そこにつきましては、現在、再調査等を掛けて可能な限り追跡調査を行っていきますので、100パーセントに近い形でぜひ頑張っていきたいと思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

大変心強い答弁をいただきましたので、そこはもう、あとは私たちの手が届きませんので行政の方にお任せして、頑張ってくださいと思います。

では、カッコ2に入ります。これも大変重なってるんですが。

コロナ問題で暮らしに一番大きな課題として残ったのが、たくさん議員も質問しましたが、経済への影響だと思うんですね。人と人との交流が制限され、3密を避けなければ感染予防にならないという病気ですから、経済発展とは真逆の方法で対処しなくてはなりません。特に飲食や宿泊を伴うなど、人々が密集する業種関係の方々には大きな打撃になりました。業者に自粛を要請しない限り感染予防は不可能であれば、自粛と補償は一体でこそ徹底して行えます。多くの国民がその点を国に要望しましたが、なかなか実現はしなかったのですが、黒潮町は県下でいち早く自粛と補償を一体化して、1カ月の休業要請と、それへの補償を打ち出しました。大変道理にかなった、そして政治的で素早い対策を打ち出された町長の英断には、他市町村の住民からも非常に高い評価を受けました。もちろん、町民の評価は言うまでもありません。

今後の対策について、国の支援制度も活用しつつ引き続きの支援が求められますが、今回の6月議会の補正予算でも挙げられておりますが、対策についていろいろ考えられていると思いますが、答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは宮地議員の、経済対策のご質問に答弁させていただきます。

通告書でご指摘いただいておりますとおり、これからが正念場であります。町内各経営体の皆さまには、この間、大変なご苦勞の下での経営を強いられてきたことと思います。直接的な経営支援も、経営支援となる施策も、まだまだ十分とは言えず、影響が出ていながらも基準に到達せず、各種支援の及ばない業種も多数ございます。

まずは、現在行っております町内全事業者向けのアンケートを回収後、早期に分析をし、必要な経営支援の拡充に努めてまいります。

その上で、ご質問の経済対策でございますが、最大の対策は景気回復であります。落ち込んだ経済を全て公金でカバーし続けていくのには限界がございまして、基本的な姿勢は、景気回復に向けた策をしっかりと講じながら、その効果が発現するまでの間、町内事業所をしっかりとお支えしていくことであります。

一定落ち着きを見せております新型コロナウイルス感染症に対しましても、しっかりと予防策を講じながら、経済と両輪を回していくフェーズに入りつつあります。そのため今回、まずは町内の住民の皆さまのご協力をいただきながら、内需を喚起するためのプレミアム付き商品券および飲食券の関連予算を提案させていただきました。今議会でこの予算がお認めいただけましたら、住民の皆さまには積極的にご利用いただき、町内の小売、飲食をはじめとする事業所をお支えいただければと思います。

また、観光関連では、現段階で即時県外からの誘客をという段階には至っておらず、当面、県内、県民向けの旅行商品造成関連予算を計上させていただきましたが、併せて4号補正では、全国的な全面自粛解除を見据え、誘客関連予算を上程し、遅滞なく準備を進めてまいりたいと考えております。

また、現段階では今後の景気動向を正確に推測することは難しく、特に景気のパロメーターとなります国民の消費性向は、外出自粛期間の影響と併せ予測できないのが実情です。特に、この間、個人賃金の下落圧力は甚大であり、個人消費を伴う景気回復には一定程度長期化を視野に入れなければならないと考えております。景気回復に向け施策を講じるとともに、社会環境の変化に迅速に対応する姿勢が私たちに求められていると痛感をしているところです。

併せて、ご指摘いただいておりますように、国の支援制度をしっかりと活用できるよう積極的に情報提供に努めますとともに、国、県、町の事業を問わず、相談体制を維持してまいります。

その上で、現在、国で審議されております二次補正を速やかに可決、実行いただくとともに、秋の臨時国会を早期に召集し、三次補正として大型の景気対策予算を編成するよう、国に強く求めてまいります。

全体の答弁となりましたが、個別の対策につきましては再質問で掘り下げていただければと思います。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

町内で全体的に内需を回復して、経済対策を打てるどころから打っていくという町長の姿勢ですよ。それはほんとに、みんなに響いていくんじゃないかと。町民の中にですね。そう思ってます。

それで、町長が最初に、支援の及ばない業者さんもおったんですよ。今回、10万円はもらえない。持続化給付金も半減しないともらえませんので、なかなか手元に届かない。でも、お客さんは減っているという。

例えば散髪屋さんとかはですね、濃密な接触ですから、少々髪が伸びてもコロナになるよりええだろう

っていう人がいたんですよ。それで、やっぱりお客さんは減ってるって言ってました。そういう所は、これは一つの例ですけど、喫茶店とか飲食業を伴う方は最低20万の、閉めればですよ。お店を閉めて20万の補償があったんですけど、それから、国からのお一人10万のあれがあって、何とか1カ月はしのげるだろうと言ってる方もいたんですが。そうじゃない、外れてる方もあります。

そして、アンケートを取ったということは、そういういろんな所の業者さんなり、住民がよく分かりませんがそういう所を取って、そういう所に手が行き届かなかった所、どうするかというような内容もこれへ含まれてるんでしょうか。

ちょっとお聞きします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

私が申し上げました、影響が出ているにもかかわらず基準に到達せず、各種支援の及ばない。この解釈につきましては、ご指摘いただいたとおりです。

持続化給付金、こちらはかなり資金ボリュームが大きくて自分たちも期待をするところですけども、前年比で50パーセント以下ということになりまして大変厳しい基準となっております。

あるいは、黒潮町が休業要請をかけました事業所以外には、経営支援策としての施策が講じられていないのが現状です。

それには理由がございまして、担当からは、この持続化給付金のいわゆる横出し。国が対象としている基準をさらに緩和した、県内でもたくさんの自治体やられてる策ですね。この予算提案はございました。しかしながら先行きが不透明で、経営支援として真水を打つことの方が経営支援にほんとなるのか。あるいは、しっかりとした資金を確保した上で、大型の景気対策として事業を興すことの方がかえって経営体への支援になるのか。この見極めが大変重要です。

そのために、町内全539事業所へのアンケートと併せて、産業推進室ならびに海洋森林課の課室長を筆頭に、担当職員が相当数の事業者ヒアリングを掛けさせていただいております。先ほどおっしゃっていただきました理美容に関しましても大体の状況は把握できておりまして、答弁でも申し上げましたように、今後、早急にアンケートならびにヒアリングの結果の分析、それからその分析に基づいて、いかなる経営支援の在り方が求められているのかを早急に決定して、経営支援と併せて景気対策を打ってまいりたいと思います。

また、二次補正では、例えば家賃でありますとかの補正予算が12日に可決見通しということになっておりますけれども、本町では必ずしもそれが大きく効果を表すというようなものにはなっておりません。しかしながら、例えば固定資産をご自身で所有されながら経営をされている所については、このお家賃の補助、支援についての解釈がそのまま通用する横出しの制度設計というのは可能であると、自分たちは考えています。

従って、今現段階で、見通しがつかないままに何のめどもなくターゲットを絞って制度設計をするのではなくて、幅広く受け止めてそれらをしっかりと分析した上で、効果的な、かつ効率的な支援策をしっかりと講じてまいります。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

町長の方が情報も多いですし責任も重いですから、かなり私たちが考えるよりも深く先を行ってるなというふうに、答弁を聞いてて思ったんです。

これからアンケートを取って、それからヒアリングをして分析をして、またそういう所にも光を当てていってくれるということですので、国の支援策を活用しながらそういうところを期待していきたいと思えます。

それでもう一点ですね、プレミアム商品券のことが今回の補正予算でも挙がりました。これは新たな黒潮町としての取り組みとして、私は大きいんじゃないかなと思うんですね。

期待もしてるんですけど、もう少し細かくですね、どういうことになるのか、幾らのものが幾らで買うとかいろいろあると思うんですけど。その点を、もう少し細かく答弁をお願いします。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは再質問に答弁させていただきます。

まず、関連事務経費、あるいは印刷製本費等々の関連予算がございますけれども、券の発行総額としては1億円を想定しています。そのうちの2,000万がプレミアムということになっておりまして、4,000円のご負担をいただき、5,000円の商品券をお買い求めいただくということになっています。

先ほども申し上げましたように、真水の経営支援効果というのは残念ながら真水の範囲に限定されるわけで、今回は住民の皆さんのお財布のお力もお頼りしながら、ご協力をいただいた上でプレミアムを付けて、その中で特に冷え込んだ消費、こちらの内需喚起を行いたいというのが主旨であります。

個人の上限は設定させていただいておりますが、今回ちょっと特色があるのは、1億円の総発行額の中の50パーセントを飲食店向けの商品券とさせていただいたことです。ご存じのとおり、飲食店は営業自粛要請の解除後も客足は戻っておらず、引き続き厳しい経営が続いております。そちらの方も、プレミアム付きの飲食商品券の方もできれば、あまり長い時間ではなくて短期的にお金が回るように、少し使用期間の短縮をお願いさせていただきながら、住民の皆さまに積極的にご利用いただきたいと思っています。家族の分もお買い求めをいただき、飲食店等々へのご支援に積極的にご協力をいただければと思います。

また、ぜひ今回、この場をお借りして住民の皆さまにも景気回復へのご協力の要請を強くお願いしたいのは、今回、全国的に全ての業態に影響は出ましたけれども、その中でも地元、いわゆる地域経済の中の核となる所。つまり、顧客が地元である経営体ですね。こういった所は比較的やっぱり強かったということが、全国的にも証明されております。

従って、いついかなるときも、例えばこういうことが第2波、第3波、あるいは新型コロナウイルスに限らず類した事例が発生したときに、町内の事業所が全てつぶれると。こういったことにならないためには、平時から町内事業所をご利用いただくことが最大の経済対策だと思っています。従いまして、今回のプレミアム付き商品券のご利用と併せて、ぜひお買い物は町内で、町内の事業所を積極的にご利用いただく。そういった習慣付けの契機になればと思っています。

議長 (小松孝年君)

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

景気回復には住民も、自分たちもお金を出してみんなで支え合うというか、そういう考えは、私ほんと

大事だと思います。何でも、国がやってくれ、行政がやってくれというんじゃなくて、自分たちもできる範囲でこのコロナを思い切っていくといいですか、今の不景気状況をみんなが支え合えば、ほんと乗り切れると思うんです。

それで今、町長言われたように内需を拡大していくという。町内でできるだけ買い物するというのは、私もずっと議員になってから心掛けております。なるべく町内にあるものは町内で調達する、ということにしてるんですけど。

このプレミアム商品券はそれの大きなきっかけになると思うんですが、5,000円を4,000円で買うと。1人幾らかいうのはありましたかね。

それと、期間もありますけども、その点もお伺いしたいと思いますが。

教えてください。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

宮地議員の質問にお答えします。

まず、このプレミアム商品券1億円、これにつきましては期間というものも一応想定しております。

期間は、今予定しているのが、7月中旬ぐらいからの発売ができるんじゃないかと事務を進めております。

その販売の期限としましては、9月末ぐらいまでを皆さんに買っていただく期間として設定したいと思います。

また、使っていただく使用期限としましては、今年末、12月末までということで、その期間の中で消費をぜひ町内で行っていただきたいと考えております。

また、販売方法などいろいろと工夫したいと思います。ぜひ町内の郵便局、それから各支所、本庁、売り場を増やして、従来よりかは買い求めいただきやすいように考えております。

あと、1人当たりにつきましては、プレミアということもあります。できるだけ多くの方には購入いただきたい予定で、それぞれ2種類を2万円、2つ合わせて4万円。これを限度として販売したいと思います。実質、購入するのは2万を買えば2万5,000円というものの価値のある商品券が手に入りますので、2つ合わせて5万円相当分を。

（宮地議員から何事か発言あり）

すいません。

2万円を限度としてそれぞれ2種類、4万円。実質5万円が、それぞれ買える限度額として考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

期間は7月中旬から9月までの売り出しということで、それから12月末まで使っていただくということでしたので、これはかなり住民に周知しないといけないんじゃないかなと思うんですよね。

せっかくの打った1億円の景気対策ですけども、半分ぐらいしかも知られなかったら意味がありませんので、知らせてほしいのと。

それから、売ってる所が郵便局の支所と言われましたけど、なかなかそこまで行けない人もいますよね。以前ね、商工会が出した商品券で家族分買えますよと言って、各集会所をやってくれたことがあるんです。そのときは、私買いに行かしてもらったんですけど。

何かですね、もう少しきめ細かいのは大変でしょうけど、何かないのかなとは思いますが。

それから、2万円、2万円と、4万円買えますよと言ったんですけど、これは1万円券ですか。それともですね、1,000円券ですか。それから、2万を一度に出さなきゃ買えないんですかね。

どうですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

質問にお答えします。

まず、商品券についてはお買い求めできやすいように、実際は1枚500円券を利用して10枚セット、5,000円分を4,000円からの購入。実質出すのは4,000円で購入できるような体制にしたいと思います。

またですね、販売方法で至る所、集会所とか訪問するということについては、現状のところは考えておりません。ただ、何らこの商品の販売状況を見ながらですね、実際、その9月末時点でどのような状況になっているのかも含めて、もう今度は売る対策については再度検討して、また方向性についても、その時期に合わせて変更することも考えていきたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

もう一点だけ。

当然ですけど、広報か何かにチラシが入るんじゃないかなと思うんですけど、住民は分かりませんし、飲食券と別があるということもきちっと書かないと分かりませんし、500円券だっていうのも分かりませんし。

それからですね、飲食券じゃない券ですよ。取扱券ですよ。昨年の商品券も町内しか使えなくて、それでちょうど入野のスーパーがなくなったときだったので、こんな商品券もらっても使い道がない、使う所がないからっていう、そういう人もいたんですよ。なかなか使い切れないって言って、もう交換しないんだという人もいたんですけど。

よくよく見たら町内のほとんどの所ができて、ガソリンも買えるし、それから理美容も使えるしとか、いろいろ範囲が広がったんですけど、そういうふうに使えなお店ですね。飲食業以外ですよ。それは、今までそのプレミアム商品券、前回のね。あれにあったくらい、そこまで広げていくんでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

質問にお答えします。

まず、広報方法を皆さんにどうお知らせしていくかということについてですが、まず、地域の区長便をもって皆さんに周知致します。

その際に、各使える事業所というものも、今から各500業者、町内の500業者程度に、今までの実績を



基にこの事業に参加するか否かについての状況を確認した上で、参加される所の業者についても名簿として一緒に、その区長便の全戸配布として送付します。

また、IWK、それから告知放送、あらゆる放送をそのメディア使うなりしてですね、この状況を皆さんに伝たいと思っております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

ぜひ、よろしくお願いします。

そしてですね、取扱業者が商品券をもらいますよね。そしたらその換金も簡単にしないと、もらっても後が面倒くさいという業者さん、お店屋さんがいたんですよね。そういうこともぜひ考えていただきたいということ。それはもう答弁要りませんので、ぜひ考えていただきたいと思います。

それでは、カッコ3に移ります。

これ、カッコ2とも連動しておりますけども、今後、コロナウイルスっていうのは第2波、第3波が来るということは十分に考慮しなくてはなりません。それは北九州市の例も身近にありますし、世界でも韓国とか中国で、既にそういう問題が起きております。

これから緩和されますと、Go To キャンペーンだ何だと始まって人が行き来しますとね、必ずそういうことがあるということを考えておかなきゃならないと思うんですけど。住民も気を緩めることなくですね、油断をしないで。とはいっても、今までのような近い暮らしに戻りたいっていうのもこれ当然です。

町としては、第2波、第3波のことですね。今後どのように考えているか、お尋ねします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは宮地議員の、1、コロナ対策のカッコ3についてお答え致します。

新型コロナウイルス感染症について、今現在の高知県内の状況は、感染が確認された最後の1人が令和2年5月31日に退院基準を満たし退院されました。これにより、高知県内では感染が確認された人数はゼロとなりました。

しかし、状況はこれまでと変わっているわけではなく、今現在の状況というのは、住民の皆さんが不要不急の外出を控え感染予防をしっかりと行ってくれた、その結果だと考えております。

この新型コロナウイルスに対峙する特效薬は、今、急ピッチで研究が進んでおりますが、残念ながら、いまだ開発には至っておりません。ですので、いつ、どこで、感染者が確認されてもおかしくない状況には変わりありません。

そんな中、国から新しい生活様式が提示されました。生活の中で、人と人の距離を保つ、マスクの着用、石けんでの手洗い、手、指の消毒、共有スペースの消毒、換気、対面で会話をしない、対面で食事をしない、密集、密接、密閉の3密を防ぐ等々、感染予防対策を徹底した生活をするというもので、これについては住民の皆さまにお知らせすべく、全戸に配布をさせていただいたところです。住民の皆さまには、この新しい生活様式をご自身の生活の中にしっかりと根付かせていただきたいと考えております。

6月から、役場もさまざまな事業が動き出しております。健康福祉課からは、各種健診、あったかふれあいセンター、地区ふれあいサロン、健康体操等を一覧表にし、これも住民の皆さまに配布をさせていただきました。住民の皆さまには、新しい生活様式のチラシをご自宅の見える所に張っていただき、ぜひご

家族やご近所、地域で実践をしていただき、今後も感染予防対策に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。黒潮町から感染者を出さないよう、住民の皆さまにご協力いただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

また、感染拡大を抑えないといけないとの判断から、4月末から5月末にかけて、住民の皆さまには不要不急の外出を控えることをお願いしましたが、このことにより感染拡大は食い止めることができたものの、住民の皆さまの中には身体機能や認知機能の低下が起き、生活に支障を来す方も出てきたことも事実でございます。そのため住民の皆さまには、元どおりの生活とは言えませんが、新しい生活様式を取り入れた生活をしていただき、感染症の予防対策をしっかりとし、心身共にお元気で過ごしていただきたいと考えております。そうすることで、ウイルスに負けない体もできると思われますし、黒潮町から感染者を出さない取り組みにもつながると思います。

住民の皆さまのご協力なしには成し遂げられないと思いますので、ご協力をお願い致します。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

第2波、第3波については、今後も皆が注意していく、考えていく。新しい生活様式を、もう自然と身に付けていくといいますか、それ以外ないわけですね。

自粛しなさい言っても、仕事柄、県外行かなきゃなんない、東京行かなきゃなんない。中には海外行かなきゃなんない人もいられるかもしれませんので、こういう場合ほんと、黒潮町で出さないようにして自分が1番になったらどうしようと思って、今聞いておりましたけど、まあなるべく。自分が気を付けてても感染する場合がありますので。でも、自分のできることはやっていきたいし、それしか私たちもないなと思っています。

3番はこれで終わります。

カッコ4の方にいきます。

ここに書いてるのは、休校が続いた子どもたちの学力も課題があるが、これまでに取られた対応と今後の対策と方向はというところを書いてありますが、先ほどの矢野依伸議員と全くおなじようなことがありまして、大変質問がしづらいなと思って聞いておりました。かなり、教育長も答弁が全くおなじというところになると少々端折ってもらっても結構ですので、かなり重なりますのでその点ご了承ください。

今回の問題で、一番の課題としては学力の問題ですね。教育委員会としては、ほんとに頭の痛い難題を抱えて大変だったのではないかなと思いますが、3月に、突然の休校が全国一斉に政府からの方針が決まりました。この時期っていうのは学年の締めくくりですので、大変重要な時期。そして、また4月に入ると休校が続きまして、新たに子どもたちがスタートという。これも大変重要な時期を約2カ月余り休校となったわけですが、子どもたちにはさまざまな面で影響を与えたと思います。先ほどの答弁にもありました。

このような休校が長く続いた状況の中で、特に子どもたちの学習には相当の遅れと、それから遅れについては先ほど答弁もありましたけども、子どもたちで格差も出てきてるんじゃないかなというふうに考えます。この休校中に、藤本教育次長にお聞きしたら、宿題なんかを出して家庭での学習を手助けする対応を取ってきたというふうにお聞きしましたが。

まず初めにですね、これまで取られてきたそういうような対応をですね、それを聞いて、ここに今後の

対策と方向はって書いてありますかね。

まず1回目、それをお願いします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは宮地議員のご質問にお答えをしたいと思います。

少し矢野議員の際にお答えしなかったことも含めて、お答えをさせていただきたいと思います。

この臨時休業に伴う学力保障への対応ということで、これまで取った対応と今後の対策、これについてご説明をさせていただきたいと思います。

臨時休業期間中における児童生徒に対する学習指導につきましては、児童生徒が自宅等にいる状況であっても規則正しい生活習慣を身に付け、学習を継続するとともに、学校再開後を見据えた学校と児童生徒との関係が継続できるよう、以下のような取り組みを実施を致しました。

まず、臨時休業によって児童生徒が授業を受けられないということによる学習に遅れが生じないように、各校の指導計画等に基づきながら主たる教材である教科書に基づいて、学年、教科ごとのプリント、ドリルを配布、あるいは指示をして、家庭での個人学習と致しました。

使用したプリント、ドリルについては、自校で担任が作成したものだけではなくて、教育委員会で準備をした市販品、県教委や西部教育事務所が作成をした単元テストやシートなど、各校でそれぞれ工夫をして取り組みをいただいております。

その際に、子どもが一人で計画性を持って教科書を読んで学習が進められるように、1日、1週間の学習内容を学習ガイドとして示し、保護者も一緒に確認できるように致しました。

学校によりましては、IWK テレビの協力を得て、担任の授業映像をDVD教材にして児童に配布をしたという学校もございました。

また、家庭という教員の目の届かない所で、子どもたちの自主性に任せるわけですが、チェックということが必要になります。そこで、学校では、学習状況チェック表で1日の家庭学習のスケジュール表を示して、子ども自身が取り組めたかどうかチェックできるようにして、登校日の際に指導した内容の定着を確認し、補充指導をする。あるいは、家庭訪問の際に個々の学習の進捗（しんちやく）状況を確認をして、指導を行いました。

家庭で学習が困難な子どもに対しましては、登校させ個別指導をした学校もございました。

臨時休業中盤からは、高知県教育センターが学習動画の配信を始めましたので、それを活用したご家庭もいたというふうにお聞きをしております。

さらに、少人数の学校にあっては、電話や安心メール、ライン機能を使って指導をしたという学校もございました。

次に、学校再開後の学力定着に向けての対策についてです。

まず、授業時間の確保については、夏期休業期間の短縮、それから授業が始まりましたら、裁量の時間を使っての教科の指導、あるいは、1日7時間の授業日の設定、行事の中止や短縮などで授業時数の確保を致します。

その上で、学力の定着については何よりも各校の本年度の指導計画、これを全教職員で着実に実行してまいりたいと考えております。さらに、休み時間、放課後の補習、個別補習や追加の学習、家庭学習を課すなどで、学習の定着を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

かなりきめ細かい手を打たれてるなと思ってお聞きしておりました。聞いた一つの感想としては、いや、先生も教育委員会も大変ですけど、子どもたちも大変だったろうなというのが私の、今、答弁を受けて思ったんですけど。

そのスケジュール表を出さなきゃならないので、まあドリルは来るのは分かりますけど、学習ガイドを示したチェック表があって、これやったかやらないかというのがチェックが入るわけですよ。入らないと、大体子どもはやりませんからね。それも大事ですけど、毎度チェックをする。大体、規則正しい生活ができてればある程度、何時から何時までは勉強時間ぐらいにできたかもしれませんが、長い休校の間ですね、かなり子どもたち厳しかったんじゃないかなというふうな、私の一つの感想ですけど。

そのチェック表なんかでは、そういうことが子どもの困ってることとといいますか、大変さですよ。そういうことっていうのは分かるもんなんですかね。

どうですか、先生たちから何かそういう話はなかったですか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えをしたいと思います。

非常に私が一日、ぴったりしたスケジュールで子どもたちに指示をしたかのようなことを取られたかもしれませんが、学習の、言い方はガイドとかいろいろな言い方をしています学習予定とかを、言い方はいろいろありますけれども、大体1日の通常の時間割ですね。通常の時間割に沿ったような感じで学習をしましょうというふうに、月曜日から金曜日、場合によったら土日も含めて、おうちで勉強の目安というものを子どもたちに示しているということでもあります。

従いまして、通常、小学校でしたら1時間が45分でありますけれども、とてもじゃないですけども45分を4時間ということは多分子どもたちは無理なので、それぞれ国語、算数、理科とかいうことで目安として、今日はこれをやりましょう、今日はこれをやりましょうというのを、子どもたちに示しているということでもあります。

具体的に、本読みとか、平仮名のここを書きましょうとかいうのを子どもたちに示して、それを、登校日がある学校については登校日の際に少し見せてねと。あるいは、登校日を全て実施をしてない学校もございまして、その際には、家庭訪問の際に少しそれを見せてねということで確認をするということなので、普段の学校の授業時間がそのまま家庭でやりなさいねという、そこまでのきつい指示はしてないというふうに理解しております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

もちろん、私もそう思ってます。

学校とおんなじようなことを当然できるわけじゃないですし、集団の中での暮らしはもう時間で決められますからできるんですけど、時間で決められてないから、縛られてないから、なかなか難しい。でも、チ

チェック項目があって、勉強も確かになさなきゃならない。そういう点での工夫っていうのは、ほんと先生方もご尽力するし、ご苦労があったんだなと思ってお聞きしてました。休校っていうのはそういうことなんだなというふうに、少しですけどね、感じたところです。現場の先生方の苦労というのは、ほんとにまだほんのちょっとしか分かってないと思うんですけど、その先生方の苦労と、そのコロナ禍に直面した子どもたちの苦労ですよ、それを思ったんです。

それですね、今聞いてますといろんな、プリントも配られてる、スケジュール表のチェックもする、これも勉強しなさいよっていうことがあって。それから、実際学校が始まりますと補習もするし、追加の家庭学習も出すって言いましたかね。そういうこともいろいろ出すそうですが。

実際プリントが配られてきて、子どもたちが勉強するときですね、今まで習ったものの復習というのは意外とまあまあできるかもしれませんが、新しいことですよ、新たな知識を身に付けていかなきゃならないというのもそのプリントの中にあるのか。これはかなり難しいんじゃないかなと思うんですけど。

そのへんはどうですか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

まさしくご指摘のとおりでございます。

新学期に新しい教科書が配られて、それを子どもたちが持って帰った途端、臨時休校になったということなので、新しい教科書を先生が指示をして、なかなか子どもたちの学習には結び付けられにくかったというのが実際問題であります。

従いまして、そこは少し教科書、これから習うべきであろう教科書の所を少し読んでおいてください。あるいは、少し振り返って振り返りの勉強をしてくださいということで、それぞれ先生の工夫になっているかというふうに思います。

少しある学校の、これは4年生でありますけれども、少し学習状況のチェック表、ある月曜日のことを少し参考にご説明をして、少しイメージをしていただいたらと思いますけれども。

まず、最初に国語をやりなさい。で、本読みはどこそこを読みます。漢字の練習は何ページをやります。国語のプリントをやります。で、それぞれにやれたらチェックをする。次に算数で、どこその問題をやって、自分で丸付けをしましょう。次に、理科については天気と気温を記録しましょう。ゴーヤの栽培については水やりをやりましょう。社会については、配布をしているプリントのどこそこをやりましょうということで、子どもたちにその1日の学習についてチェック表で子どもをたちに示しているということなので。

この中に、本来でしたら学校で授業で取り組むべき内容もございますし、これまで習ったものの復習も含めて、そこらへんはそれぞれの学校の教員の組み合わせでやっていただいているというように思っております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

まあ、世界中がコロナで大変な時期ですから自粛しなきゃなんないわけですから、一定学力がもう止まるっていいですか、そういうことも仕方がない面も私はあると思ってるんですけど。

そうかといって、子どもたちは将来がありますから、それでなかなか終わらないといいですかね。ほん

とに大変な時期に子どもたちは直面してるなという点では、もうそういう時期を終わりましたずっと以前の私たちにとってはそんなに実感がないんですけど、ほんと大変だと思います。そして、その現場の先生方、また教育委員の皆さま方も、大変な苦勞をなさってこのコロナ禍に立ち向かってるということは分かりますが。

プリントも配られて、いろいろきめ細かなことをされてますけど、やれる子と、やれない子と。実際問題2カ月近くもありますと、私は学力的な差が出てくるんじゃないかなっていうふうに思います。特に新しい知識なんかはですね、保護者がそれを教えられればなお一番いいですし、そういう環境を持つてる子はいいですし、また、それを真面目に取り組める子は一定前進しますけど、みんながみんなそうはならない。そういう条件にもない。集団で教えていただいて、先生からも聞いたりして身に付けていく、徐々に身に付いていく学力がですね、いったん止まるとなかなか前へ進めないですよ。学力ってね。そういう点では進む子と進まない子との差が、学校があればまだまだ克服できるんですけど、今回のことでその学力にかなり、学力の差ですよ、広がりが出てくるんじゃないかな、格差があるんじゃないかなと思うんですけど。

そのへんについてはどうですか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

まず、3月の臨時休校につきましては、3月議会でもお答えしましたようにほとんどの学校が予定している授業時数はクリアできているということでございまして、ほとんどもう1年間の復習の段階に入っていたので、臨時休業に当たってはその1年間の復習のドリル、プリントを配布をしたということでございました。

問題は新学期になってからでございますけれども、5月の11日から再開をしたということは丸々1カ月間、授業日数で言うと16日になります。その部が失われたということでございますけれども、考えようによっては、新学期が5月11日になったという考え方もできます。

従いまして、それによる影響というのは、今、明確に持ち合わせてるわけではなくて、これから徐々にその影響が出てくるだろうと思いますので、注意深くその点については見ておきたいと思っておりますけれども。今言いました、本来学校で授業できる時間が全て家庭学習になったということで、一番は、家庭学習がしっかりできる子とできない子の差、これが大きく顕著に出たというふうに思っております。

臨時休校前、これまでも校長先生方とお話する中で、家庭学習の弱さというのをずっと先生方は指摘をしておりました。なので、家庭学習がしっかりそもそも定着している子については、与えたプリントもしっかりできている。けれども、そもそもがなかなかそれが定着が厳しい子については思ったようにできなかったというのが、現実問題としてございます。

先ほど、私が矢野議員のときに申しましたように、今回の臨時休校で我々の弱点がいろいろ明らかになりましたということをお願いしたけれども、その一つとして、家庭学習の定着が十分ではない。やはり十分ではなかったということが明らかになったわけでございまして、学校で授業時数を確保して、学校での学力の定着を図る一方で、家庭学習の定着も一方で図っていく必要があるかと思っておりますので、これにつきましては我々も精いっぱい努力は致しますけれども、ぜひ保護者の皆さんにもその事についてはご理解をいただいて、家庭でのご協力も併せてお願いをしたいというふうに考えております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

確かにね、子どもの学力を学校だけでお願いします、家庭は何もできませんというものでももちろんないですが、保護者は保護者で生活が懸ってありますからね、なかなかそれができないという現実もあって、ほんとにどちらも大変だなと思って教育長の答弁を聞いておりました。

それで一つ、いろいろ授業時間が削られたわけですから、それを取り戻すと。時間を取り戻すという点ではですね、授業時間を確保するといえますか。そういうことで教育長が、先ほど矢野議員にも答弁がありましたけど、夏休みを短くする、それから土曜日にも授業をする、7 時間授業をする。こういうことを言われまして、それから各種行事も削るのかな、それもあつたんでしたかね。

確かに授業時間をこれで確保できますから、何て言いますか数字の上ではいいように思うんですけど、子どもたちって大変だなと思って、それも聞いてました。土曜日はもう、私たちは土曜日のとき、私が子どもの頃はあつたんですけど、今は土曜日休みですよ。そういう生活習慣をしてきたのに、土曜日も学校。それから7 時間授業というのなんかですね、夏休みも少ないと。相当、子どもたちにはストレスがたまるんじゃないかなと。新たなストレスがたまるのと、新たな学力の格差ができるんじゃないかなというふうに思いますが。それ、こういう対策できてますかというて聞かれても教育委員会も大変でしょうけど、そういうことも今後、考慮していかなきゃならないんじゃないかなというふうに一つ思いますが。

やっぱり授業時間を確保するために、いろんな授業を削る、補習もする、追加の家庭学習もやると、先ほど教育長言いましたけど、こういう追加の家庭学習、かわいそうだと思って私、聞いてたんですけど。遅れてもかわいそうやけど、何もかも詰め込み教育というのもいかなもんかなと思うんですが。

その点のですね、まあ教育長としての悩みかもしれませんけど、どうですかねこのへん。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えしたいと思います。

まず、訂正をさせていただきたいと思っております。

土曜日に授業をする学校というのは今のところございませんので、その点は誤解のないようにしておいていただきたいと思います。

7 時間の授業をするという学校は複数ございます。主に、週に1 日程度、通常は6 時間ございますけれども、7 時間の授業日を設けたいという学校もございます。全校ではございません。

それから、今いろいろご説明しました内容については、全ての学校が私が説明したことをやるということではございませんので。そういう取り組みをいろいろ組み合わせをしながら、学校の状況に応じて実施をするということでございますので、その点も少し誤解のないようお願いしたいと思っております。

それから、行事の中止も今年はかなり発生をさせていただきました。春先の遠足、それから宿泊研、それから授業によっては調理を伴うような授業や地域との行事、それから愛校作業、これなどはほぼほぼもう、ほとんどの学校が中止をさせていただいておりますし、家庭訪問についても中止して、学校での面談か電話面談ということ。それから、全国学力・学習状況調査、全国学テ。これも、今年中止になりました。中学生の職場体験、これも中止を致しました。春先の修学旅行については、秋から冬に延期をしたと。運動会についても、5 月開催の学校も9 月から10 月に延期を致しましたし、規模を縮小をして、練習時間

も縮小をして開催をしたいというふうにしております。それから、町内の水泳記録会、音楽祭。これについても、本年度は中止を致しております。それから、先生方の研修会とか一部中止。それと、中学生にとっては非常に申し訳ないことをしましたけれども、ニュージーランドへの海外派遣、これにつきましても中止をさせていただきました。

そういうようなことで、授業時数を確保してまいりたいというふうに思っております。

今、宮地議員からご指摘のありました、そういうことで子どもたちのいろんな負担が増えるのではないかとご指摘ですけれども、全く私たちも同様の心配をしております。補充学習やいろんなことで児童生徒の負担が過重にならないように配慮をしていきたいと思っておりますし、それぞれの学校の指導体制、教員の数も違いますから、指導体制に見合った授業日数とか授業時数、そういうものを検討しながら。また、一方では教員の負担ということについても十分配慮をしなければなりませんので、授業時数を必ずしも確保しなくても法令に違反するということにはなっていないので、そこは今言いましたように過重な負担にならないようにして、なおかつ、子どもたちの学力の定着がしっかり図れるような対応を、校長先生方とも話し合いながら進めてまいりたいと思っております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

私も教育の専門家じゃありませんので、教育長に対してはちょっと細かいことを聞いたかも分かりませんが、学校関係で非常に細かく考えてくれて実施されてると思います。

そして、各学校が一律にこれをしなさいとか、そうじゃなくてその現場に合わせてるという点では、ほんとに大事なことだと思うんです。現場を知ってるのは先生方ですし、子どもたちと直接接してますから、特にそうしていただきたい。今後も思います。

そして、少し聞きましたけど、子どものストレス問題ですよ。コロナ問題で大人社会も大変ですから子どもたちも、学習面もそうですけど、今まで以上の生活面でも不安とかストレスがあると思うんですよ。教育長も言われてましたけど。

それで、国立成育医療研究センターという所がコロナ×子どもアンケートというのを取りまして、そこで困り事は何でしょうかと聞いたときの76パーセントの子どもが、友達と会えないことを挙げています。次に、学校に行けないのが64パーセント、外で遊べないが51パーセント、勉強が心配が50パーセントと続いています。

また、各種のアンケート調査にも、いらいらするとか、夜眠れないとか、何もやる気がしない、死にたいなどの、子どもの痛切な声が記されています。

コロナ禍により家庭が困窮した問題は、そのまま子どもたちの生活の中、心の中にも影響を与えていて、これは児童虐待の増加なども心配されるというのは、家庭のDVが出てるということでは子どもたちの児童虐待ということも出てるといえるのは、専門家から話がありますが。

こういう心のケアの問題ですよ。先ほどちょっと矢野議員のときに答弁もあったかと思うんですけど、保健室の問題だとか。子どもたちへの心のケアをしっかりしないと学習がなかなか身に付きませんので。

その点をもう一回、すみませんが教えてください。

議長（小松孝年君）

教育長。



教育長（畦地和也君）

再質問にお答えをしたいと思います。

今、宮地議員の方からご指摘のありました、この間、臨時休業で一番子どもたちがつらかったことというのは、友達に会えないこと、一緒に遊べないこと、学校に行けないこと、勉強ができないこと、というふうに調査結果が出てるといのは承知をしております。

学校という所がいかにか我々の日常にとって重要な場所であったか。それは、ただ単に子どもたちが勉強するというだけではなくて、子どもたちの、例えば命とか、安全とか、健康とか、精神面の発達とか、いろんなことを守る非常に大事な場であったということが改めて我々としては認識されたのではないかというふうに思います。

その上で、学校再開後に子どもたちがどのような心情で毎日を送ってるかということにつきましては、先ほど矢野議員の答弁の際にも、再開後に私、各学校を訪問させていただいて、子どもたちの授業の様子、表情等を見させてもらって、特に大きな心配は今のところは表面上はしておりませんが、ほんとに内心、内情がどうなのかということについては心配をするところであります。特に保護者が経済的に困っている方、あるいは、さらにこれから経済的に困窮度が増す家庭等につきましては、さまざまな面で子どもに負荷が掛かり、いろんな影響が出てくるのではないかというふうに心配をします。

従いまして、先生方には、とにかく子どもたちの日々の表情や態度や、あるいは身体の状況について十分観察をしていただいて、その情報を職員で共有をしてくださいますようお願いをしております。

各学校にはスクールカウンセラーを配置をしております。ただ、常駐ではございませんけれどもスクールカウンセラーも配置をしておりますし、それから当町ではスクールソーシャルワーカーも配置をしておりますので、スクールカウンセラーの方の巡回の際のいろんな相談業務、それから、スクールカウンセラーの方も入った校内支援委員会等でそういう情報を共有をしながら、状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

それから、後段に出ました虐待については、各学校からは深刻な状況が感じられる、あったという状況については、我々の方には報告を受けてございません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

長々とほんとに質問して、かなりいろんなことをきめ細かくやられてるんだなということが分かりました。

そして、教育委員会をはじめ、そこに携わる先生方も大変苦労してるけど、その中で子どもたちが大変、これからの世の中に向かっていく子どもたちも大変苦労してるんだなということを、また改めて感じたものです。

それで最後に、その3密を避けなきゃなんないわけですが、その授業ですよ。間隔を空けて授業をするとして教育のスペースもあると思うんですけど、そういう教育いいですか間隔もいいですか、そういうものの確保はどういうふうになるんでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致したいと思います。

5月11日から再開をするに当たりまして、5月8日付で私の方から学校の方に、3つの密を避けるということに併せまして、3つのないを徹底してくださいということをお伝えをしております。つまり、学校にウイルスを持ち込ませないですね、持ち込ませない。それから、学校でウイルスを広めない、学校からウイルスを持ち帰らせない。この3つのないを徹底しましょうということで、とにかく登校前に手洗いをさせること、学校の施設内に入る前に手洗いをさせること、当然、学校の中でトイレや給食の前後や掃除のときや、あるいは、教室外での活動から教室に入るときについては手洗いをさせる。それから、学校から帰る前に手洗いをさせる。この3つのないの徹底と、先ほど言いました3つの密、密閉、密集、密接を避ける、ということをとにかく徹底してくださいということをお伝えをしております。

その際に、教室での子どもたちの距離の問題ですけれども、幸いなことと言ったら語弊があるかもしれませんが、幸い当町、ひとクラス的人数が少ないですので、全ての学校において1メートル以上、ないしはもう2メートル、3メートルの距離は十分取れておりますので、密接ということについてはあまり心配はないのかなと思いますけれども。

それでもなお、子どもたちはどうしても、休み時間とかに友達同士でくっつくことはございますので、そこは普通の指導で避けてまいりたいとは思っておりますけれども、授業中については、その距離については確保ができてるといふふうに思っております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

すいません、一つだけ。

その子どもたちはずっとマスクをしたままの登校と授業と、そういうことが義務付けられておりますか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えしたいと思います。

教室では基本的にマスクを着用ということを指導をさせていただいておりますけれども、登下校の際には状況に応じて。

ですから、前後に全然友達もいないのにマスクは、まあ必要ないとは言いませんけれども、そういう状況を踏まえて必ずしもなくてもいいよということで、現場の先生方はご指導をさせていただいております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

細かいこと、いろいろ分かりました。

これで、1のコロナ対策についての質問を終わります。

2番に移ります。子育て支援についてに入ります。

3月議会で町長が施政方針を出されて、これをお聞きしました。重点項目に8点挙げられて、その中に子育て支援策の充実が掲げられております。これは以前にもありました。

大西町長になってから、時代の後押しもあって、福祉政策、特に子育て支援は大きく前進していると実感しております。切れ目のない子育て支援という考え方で、以前、国から来ていただきました北岸参事

のお力もあったように記憶しておりますが、他市町村にはない施策も取り入れていると思います。

また、就学援助制度の充実も、畦地教育長が次長のときには私の質問にも真摯（しんし）に向き合っていていただきまして、歯車が一つ前に動いた、そんな感じがあります。

そして今は、世の中少子化時代です。先日、全員協議会で説明を受けました町の創生基本計画でも、全国的な課題でもありますけども、今後の町の人口減少傾向っていうのは避けて通れないと。大変寂しいし、深刻な将来が突きつけられました。

出生率がもう上がらないというのが今の現実ですから、そうなりますと、子どもたちをなるべく、子育て世代ですね、黒潮町にとどまっていたきたいし、また、外からも呼んで人口を増やしたいと。それも、また一つの方法だと思うんですが。

そういうことを考えますと、隣の町に住んで黒潮町に働きに来てるんじゃなくて、やっぱり黒潮町に住んで、黒潮町に子どもたちが育って、また将来もここに帰ってきてくれる。また、ここにそのまま住み続けるといふ方向もあれば一番いいわけですね。そういうことを考えてますとですね、町長の子育て支援策の充実というのは、決してこれで十分だというのは町長も思ってるんじゃないかと、まだまだ道半ばだと思ってる。そのように考えます。

今回、3つ挙げてますが、他の市町村が取り入れている施策とか、全国的に徐々に進んでる施策を含めて、3点取り上げました。

カッコ1ですが、医療費の無料化ですね。これは中学生までは実現しており、大変助かっております。

私が議員になった頃はですね、15年ぐらい前ですけど、それは黒潮町も大方町でしたけど、4歳児までの無料化でして、中学卒業までを議会で要望してもですね、もうけんもほろろに却下されたものです。大西町長になってすぐに実現した子育て支援策でした。

しかし、ここ数年の間に世の中さらに一歩前進しておりまして、今や医療費は18歳まで無料化にしている自治体が全国的にも増えております。

黒潮町でも18歳まで医療費の無料化の延長を求めますが、いかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは宮地議員の、2、子育て支援についてのカッコ1についてお答え致します。

現在、黒潮町の子育て支援のための医療費は、中学校を卒業するまでを無料としています。

医療費の無料化については、重要な子育て支援策であると考えています。しかし現在、町が進めている取り組みは予防に関する支援策が中心となっております。異常を早期に発見し、早期の治療につなげ、これから健やかに成長してもらうことに力を入れていきたいと考えております。

今現在、町が進めている予防の事業としましては、視覚異常の早期発見、歯の健康、言葉の相談について早期の相談です。

そして、今年度から取り込むことに産婦健康診査事業、産後ケア事業がございます。

これらの事業に力を入れ、予防を強化することで、住民の皆さんに健康にお過ごしいただくことができ、ひいては医療費の削減につなげられればと考えております。

従いまして、医療費の無料化を18歳まで拡充させる予定はございません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

黒潮町では予防に関する支援策を実施してるということでは、ほんとにありがたいことだと思います。本来ならそうすべきですよ。

そして、子どもたちが元気で、病気にならないで大きくなっていくためにいろんなことに手だてをするべきです。

それで、そこで医療費の削減をやってるので、18歳までの医療費無料化は考えないということでしたが。既に幡多地域ではですね、18歳まで医療費を拡充してる自治体が出ておりまして、これは議会事務局に調べていただきました。

土佐清水市では、平成30年度からもう取り入れております。

それから大月町は、昨年の令和元年度から取り入れております。

これは議員から要望があつてやったというよりは、執行部からの提案で実現したとのこと。それぞれ市町村自治体はやり方が違いますから、全部が全部横並びということはもちろんないんですけども、今後さらにですね、この18歳までの医療費の無料化っていうのは周辺市町村でも、また全国的にも、遅かれ早かれ支援制度が実施されてくると思うんですよ。かなりの確実性を持ってやってくるんじゃないかなと思います。

そんな世の中の流れですよ、現実を考えると早急な対応が求められると思いますが。周りも、あつちもこつちももう幡多郡でどこもここもやっちょうけん、黒潮町も最後やらないかんねということになっていくよりは、いずれはもう、予防策も大切だけど、予算措置も考える覚悟も必要だと思うんですよ。予防をしてるわけですから、医療費なんてそんなに大して掛からないということです。その18歳まで拡充しても。でも、万一病気になっても安心だということですが。

一つお聞きしますけど、18歳まで拡充した場合ですね、予算は大体どれくらい増えることになりますか。

議長 (小松孝年君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (佐田 幸君)

それでは宮地議員の再質問にお答えします。

令和元年度に、医療費の個人負担分として町が支払った金額は1,236万2,118円となっております。

令和3月31日現在の小中学生の医療対象者数は582名ですので、1人当たりの町が負担する医療費は2万1,241円となっております。

これを18歳まで拡充した場合は、同じく3月31日現在の16から18歳の対象者257人ですので、およそ550万程度が必要になると思われます。

この数字は、あくまでも令和元年度の小中学生の平均値で算出しておりますので、参考と考えていただければと思います。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

子育て支援に550万が高いか安いかわ、それはもうどう考えるかですが。

町長、どうですかね。こういうこと、いずれは考えていかなきゃなんないというのが世の中の流れで

すけど、いずれは考えるというか、いろいろあると思うんですが。

そのへんはどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

現段階で答弁を求められますと、課長が答弁したとおりです。

その中で、ずっと黒潮町が掲げております、いわゆる切れ目のない子育て支援の中で、どこにどう打ち込むのが一番家計支援になって、かつコスト支援になるのかということは見極める必要があります。

例えばですね、こじつけて言うわけではないんですけども、例えば今、最大の課題となっていますこのコロナ。このコロナの経済対策をしっかりと講じることが、結果的にはもしかすると最大の家計支援になる。こういったことも十分論理としては成立するわけですし、その見極めが大変重要になってまいります。

後段にも給食費等々ございまして、結論から申しますと、テーブルの上には、これまで議会で答弁させていただくために申し上げてることですが、議会からのご提案があったことは全てテーブルの上に乗せて検討をするというのが自分たちの姿勢でありまして、テーブルの上には乗っておるんですけども、どれを優先順位を付けてやっていくのか。

そして、タイミングの話です。これから大型の景気解釈をやっていかなければならない段階において、財政支出が長期的に許されるのかどうなのか。

特に慎重に議論が必要になるのは、これらの制度につきましては不可逆的なものでして。一度導入して、財政的な事情から後退するということにはなかなかならないと思っています。

従って、さまざまな事由を検討しながらタイミングも見極める必要があるというのが、現段階での答弁になろうかと思えます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

ちょっと町長に聞くタイミングを間違えまして、後で全部でどうですかっていうのを聞こうと思ったんですけど。

カッコ2にいきます。あるんですよ。学校給食の無償化についてどう考えるか。ほんで、カッコ3番もやっぱり予算を伴うことですので、子育て支援については今は3点を挙げてるわけです。

それで、今すぐ実現します、はいっていう答弁がもらえるとは私も思って出してるわけじゃないんですけど、世の中の動き、周辺市町村の動きを考えて出しております。

カッコ2番にいきますが。

学校給食の無償化については以前、同僚議員からも質問がありましたし、私も2年か3年前にも質問出しております。

どうしてこれを今回取り上げたかなといいますと、これも大月町の例ですけど。議員が議員研修に行きますが、島根県の海士町（あまちょう）に研修に行ったそうです。その前に黒潮町、私たちが行ってるんですけど。その後に行ってますね、そこの子育て支援策を聞いて、これを大月町に取り入れようということになって特別委員会をつくったそうです。そして議員全員が賛成して、学校給食の無償化をやろうとい

うことになったと話を聞きまして、いや、私たちも議員研修に行ったんだけど、特別委員会まで子育ては、それぞれ事情が違いますから、その町村の。私たちはそうならなかったなと思って聞いたものでしたけど。

そういう状況がありますので、やっぱりこれもいずれはそういう方向に進む状況に全国的にもあるというところで、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは宮地議員の、学校給食の無償化についてお答えをさせていただきたいと思います。

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろん、給食の時間による準備から後片付けの実践活動を通して、児童生徒の望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けさせることができるとともに、地場産物の利用や郷土食、行事食を提供することを通じて、地域の伝統や文化に対する理解と関心を深めることができるなど、その教育効果は高いものがあるというふうに認識をしております。

しかし、学力向上を筆頭として、いじめや不登校の問題、さまざまな支援を必要とする児童生徒の増加、新学習指導要領への対応、教員の働き方改革など、学校現場には対応や解決を求められる課題が山積をしております。財政的制約もあり、これらのことについて十分な取り組みには至っていないと言わざるを得ません。

学校給食費を無償化することが、他の対策以上にこれらの教育効果を高めるとは考えにくく、学校教育を取り巻く諸課題を考えた場合、学校給食費の無償化は、黒潮町の教育行政施策の中では優先順位は低いものと判断をしております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

学校給食の無償化が教育優先度から言うたら低いんだという答弁でしたので非常に残念だなと思って、私、がっかりして聞いておりました。

これも、今日言って今日、はい、やりますよということになかなかならないということは承知しておりますけど、こういう状況にあるということを、町長は全部、議員の提案はまな板の上に乗せてくれるということでしたので、ぜひ考慮していただきたいと思います。

カッコ3番にいきますが、入学準備金ですけど。

入学準備金は、就学援助制度の中では今、もう実現しておりますよね。就学援助制度の中では制服の支給も、畦地教育長が次長のときに実現したと思います。

とにかく、子どもが学校に入るときというのは一度にまとまったお金が必要です。保護者ならどなたも経験してるとは思いますが。入学備えてですね、保険がありますからそういうのに入れば助かるんですけど、なかなかみんなの家庭がそうもなりませんし、毎日の暮らしに追われている家庭が多いわけですから。

そういうことを考えると、入学準備金というのはほんとに、子育て支援としては大きなものがあるんじゃないかなと思うんですね。幾らでもそんな、5万も6万もというんじゃなくて、それなりの手だて。町の財政力を考えてそれだけの手だてではできると大変、保護者としてはありがたいです。

これもね、周辺市町村ではこういう動きが出てきてるようですし、もちろん全国的には子どもたちが少なくなってきましたから、子育て支援策っていうのはだんだん手厚くなってきておりますが。

この点についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

質問にお答えしたいと思います。

まず、入学準備金支給に関する就学援助制度について、前段ご説明をしておきたいと思います。

就学援助制度は、学校教育法第19条において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとされておりまして、当町におきましては、黒潮町要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助費要綱第2条に基づき、黒潮町立の小学校、中学校に在籍する児童生徒、もしくは、町内に居住する児童生徒のうち経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者で、要保護、およびこれに準ずる程度に困窮していると黒潮町教育委員会が認められた者に対して、金銭の給付を行っております。

ご質問の入学準備金については、新入学児童生徒学用品費について、その費用を入学前の前年度に支給できるようにして、平成29年度に新たに設けた費目でございます。

この新入学準備金の支給に対する元年度実績、つまり、本年度の新入生に対する支給状況ですけれども、小学校の新入学児童55名中15名で75万9,000円、中学校の新入学生徒56名中14名で80万3,600円となっております。

仮に、入学児童生徒全員に支給した場合、約440万円の追加費用が必要となります。

従いまして、これにつきましても先ほどの学校給食費を無償にすることに対する答弁と同様、全員に支給することが他の対策以上に教育効果を高めるとは考えにくく、当町の教育行政施策の中では現在は優先順位は低いものと判断をしております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

入学準備金ですね、就学援助制度ではほんとに、あのときには入学してからの振り込みだったのが入学前に振り込むように、畦地次長のときですけどご尽力していただいたと思います。そういう点ではほんとに助かってるんですけど。

その就学援助制度を受ける子どもたちは経済的に困難な家庭ということですが、そこまでいかないすれすれの家庭っていうのも当然あるわけですよ。ちょっとしたライン引きでなかなか、ちょっと困窮してるんだけどその数字にはちょっと足りないとかいうこともあってですね、大変な思いをしてる家庭っていうのはたくさんあるんですけども。

全員がおんなじようにしてくださいって私言ってるんじゃないかと、就学援助制度の人はこれこれ、国の方も関係してるんじゃないかと思うんですがあるんですけど。幾らか、例えば一律1万とかですよ、就学援助制度を受けてる方とは別にそういう制度があれば、1万円じゃなくてもいいですが大変助かるなと思って。だから440万というのは、全体におんなじようにやれば掛かりますけど、そういう工夫っていうのはひとつ大切じゃないかなと思うんです。

教育効果には優先順位が低いんだっていう、答弁する側からしたらそうかもしれませんが、受ける側

は冷たい答弁だなと思って、私、聞いておりました。やっぱり住民に寄り添った形では何らかの、今後検討しますなり何か方法っていうのは、考慮してみるっていうのもあっていいんじゃないかなと聞いてたんですが、どうでしょうかそのへんは。

ちょっとお伺いします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えしたいと思います。

この就学援助につきましては、ここ数年間でかなり私は充実を図ってきたというふうに思っております。具体的には、修学旅行費については、27年度から必要経費全額、それまで8割だったものを全額支給するようにしましたし、28年度からは、先ほど言いました学校給食費については全額支給。それから、29年度からは新入学生徒被服費、これは新たに設けたものでございます。それから、大きかったのが認定基準を1.0から1.3に緩和をしたということで。これによって、今、ご質問にありましたように、わずかなところで認定にならなかった家庭が認定を受けたということが発生をしております、そういうことで我々としてはかなり充実をしてきたというふうに思っております。

これらによって、それまでよりもより広く、経済的に困難をしている家庭に支援が届けられているものと考えておりますけれども、今、ご説明のあった一律ということについては、少し就学援助の制度の概念というか考え方からいくと、また別の制度設計の思想が必要なのではないかと考えております。

それから、就学援助の拡充については今後の国の制度等もありますし、いろんな社会動向をしながら必要なものについては考えていきたいと思っておりますけれども、今ご説明しました一律にということについては少し、教育施策の中では少し、私の中では優先度としては低くなるのかなというふうに考えております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

私が質問の書き方が悪かったかもしれませんが、就学援助制度を今回はもっと拡充してくれとか何とかじゃなくてですね、就学援助制度では実現してるけども、全児童へ入学準備金というのを拡充できないかということ、その就学援助に掛からない人。ぎりぎりのところがあって、それが拡充されたって。確かに1.3になりましたけど生活保護基準が下がったわけですから、かなり広がったっていてもまだまだ不十分な点、私はあったと思うんです。今回、それをやってる時間がありませんが。

就学援助制度とは切り離してですね、就学援助制度を実現してるけども、そのほかの児童について入学準備金を何とかならないかということだったんですが、これもそういう答弁でしたんで、今回はもう、この問題も一応まな板の上に乗せていただくということで終わりにしたいと思っております。

3番に移りたいと思っております。時間の関係もありますので。

3番ですが、防災対策についてということで2点出しております。

最初のカッコ1ですけども、今年も6月の梅雨に入って、夏場の台風シーズンもやってきました。今日も、何か注意報があるとか何とか言っていましたけど。

私、この質問でいつも言ってますけど、最近の豪雨っていうのはもう以前とは比べ物にならないような降り方をしますし、降る量も格段に違ってきていると思います。それによる風雨土砂災害というのが毎年、



全国のどこかで深刻な被害をもたらしております。黒潮町でも、今年そういう被害がないとは限りませんよね。そういう可能性も大いに考えておかなきゃならないんですが、今はもう全国どの地域でも、災害は忘れない頃にやってくると。そういう時代が変わったかと、私思っています。

豊かな自然に恵まれた黒潮町は、豪雨や土砂災害の取り組みはかなり進んでいると思います。この取り組みと進捗（しんちよく）状況については昨年の12月議会でも質問していますが、蛸瀬川流域で3地域から始まった、地域住民とともに行うワークショップですが、その後、今年の3月には、パンフレットは頂くことは頂きましたけど、土砂災害を我がことと考えるというキャッチフレーズで、自主避難計画書が各地域完成しておりますが。

それらの行った地域名を含めてどのような完成状況なのか、最初に伺います。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは宮地議員の、豪雨、土砂災害の取り組みの進捗（しんちよく）状況についてのご質問にお答えしたいと思います。

近年、日本各地で発生しています豪雨、土砂災害等の自然災害に対しまして、町としても喫緊の課題であるとして、平成30年度から各地区でのワークショップを行い、自主避難計画を作成してまいりました。

昨年度まで、佐賀地域で15地区、鈴、市野瀬、佐賀橋川、拳ノ川、拳ノ川団地、荷稻、川奥、小黒ノ川、中ノ川を1エリア。不破原、市野々川、市野々川団地市野々川、伊與喜、熊井、藤縄をエリアとして実施。

また、大方地区、馬荷、大方、御坊畑をモデル地区として、昨年度、浮津、鞭、口湊川、奥湊川をひとエリア。大井川、大屋敷、本谷、加持本村、田村、小川をひとエリアとして、避難計画を作成しております。避難計画に基づいた避難訓練も実施してきたところでございます。

年次計画に基づきまして、本年度は佐賀2エリア2地区、熊野浦、白浜、大方2エリア7地区、灘、伊田浦、伊田郷、有井川、上川口浦、上川口郷をひとエリア、蜷川をひとエリアとして実施する予定としております。

また、これまでに自主避難計画を作成した地区におきましても、今後の出水期に活用し、見直し等を随時行い、地区防災計画に組み込んでいく取り組みを進めてまいります。

しかしながら、本年度はワークショップでもコロナウイルスの影響が懸念されております。ご協力いただいています、東京大学片田教授、京都大学矢守先生にご意見を伺いながら、密になる環境が想定されるワークショップの在り方、内容等について、今後の進め方を考えていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

かなり広い地域まで今お聞きしましてやって、今年度やっと、もうほとんどいくのかなと思っています。

きめ細かい所へ入ってやるということは、こういうパンフレットまで作るということが、大変私は住民にとっては、課長の前の答弁でもありましたけど、これで話し合いをするということが一番大事なことで。防災意識も上がってくるし、それから避難場所も確認できるし、ほんとに私はきめ細かい対策が取られてるな。それが徐々に方向性を持って実現していったという点では、ほんと感謝したいと思います。今年度の点では、コロナの関係もあってなかなかいかないということでしたので。

それから避難訓練も、もうこれに基づいてやったって言いました。これに基づいて避難訓練をやって、見直しもしていくということでしたが。

すいません、ちょっと聞き漏らしましたがどうでしたか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答え致します。

避難計画、その段階では案ですけども。案を作った中で、その避難計画を基に、それぞれの地区で避難訓練も実際に実施しております。

その実施した中で、課題があればそれを見直しして、今現在の計画書となっております。

ただ、先ほど申しましたように、この計画書も訓練をした中で出来上がった計画書でございまして、実際の出水期にほんとにその行動が取れるかといったところが本当にこれから計画をしていく中では重要と考えておりますので、これから出水期を迎えるに当たって、先ほど答弁しましたように作成した地域におきましてはこの計画書を見直しながら、また課題等も検証していきたいというふうに考えております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

災害も、コロナと一緒にどんどん進化してると思いますか進んでますし、私たちもそれに合わせて進んでいかなきゃなんないという点では、防災課長の苦労は絶えませんが、今後も豪雨土砂災害をですね、気を付けてまた進めていただきたいと思います。

それで、時間的なこともありますので、カッコ2の問題に入ります。これは先ほどの矢野議員のときに大体が答弁がありまして、似たようなことはなるべく避けようと思っておりますが。

今、ワークショップの話があつてですね、大体、土砂災害とか豪雨災害についてもかなり進んだと。それから、津波に関してもワークショップもやって進んだ。そういうふうにして一定みんなできたんですけども、ここに来て、避難所にじゃあ自分たちが逃げたと。逃げても、もう皆さん、ほかの議員さんも言ってきましたけど、密閉、密集、密接の3密が起こりますので、このコロナへの対策、コロナ感染の対策。その両方、複合災害というのが今、新聞紙上で言われてます。そういう言葉がね。

それに向けて、私は早急な対応が必要だと思うんです。というのが、もう今、大雨が降る状況が6月の梅雨に入りましたからありますので、それを対応してないと、せっかく逃げただけで、そこでコロナがもしも爆発的になったら大変なことになりますよね。

それで、何点か皆さんが言いましたのでちょっとそれを避けながら、重複する点もありますがお聞きしていきますが。

まず、避難所は18カ所に増やしたという点では大変ありがたいですね。3密を避けなきゃなりませんから。その一つとして、どんな所を増やしたのかなということをお尋ねします。それ、学校の教室を増やしたという、先ほど空き家も増やしたとかというようなことを矢野議員には言われたと思うんですけども、どこを増やしたのか。8カ所ですね。

それからですね、マニュアルはもう作ったと言われましたね。このマニュアルは作成をしたわけですが、実際活用はどういうふうにしていくのか。各区長さんに配布して、このマニュアルを活用していくのか。

それからですね、その避難所マニュアルの中には、熱を測るとか、間隔を空けるとかいろいろあった

と思うんですが、仕切りを用意するという点ではあんまり質問がなかったので、後でお聞きしますが。

まず、避難所の場所とマニュアルの活用方法とをお尋ねします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは宮地議員の、コロナ問題での避難所の備えについてのご質問にお答え致したいと思います。

最初の答弁としましては、通告書の内容で答弁させていただいて、また再質問等でお答えしたいと思います。

これまでの答弁と重複すると思いますが、ご了承ください。

避難所の備えの一つとしまして、避難所での新型コロナウイルス感染症をはじめとした対策として、出水期における避難所での感染症対策マニュアルを作成しております。これに関しましては避難所で活用することを考えておりますので、開設する避難所の方には配布したいというふうに考えております。

これにより、避難者名簿による体調等の管理や事後の追跡調査、マスクの着用、手指消毒の徹底等を記載しております。避難所の開設から閉鎖までの手順を記載し、避難所での職員が対応するべき事項を取りまとめるよう考えております。

また、開設する避難所への備えとして、避難所における感染症対策物品を整備するよう本議会にも補正予算計上し、提案をしております。

整備しています内容につきましては、アルコール消毒液、除菌ペーパー、マスク、使い捨て手袋等の感染予防対策としての消耗品と、密を避けるための開設避難所を増やす計画としておりますので、環境整備としての簡易ベッド、エアーマットの備品としております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

大変失礼しました。もう課長は答弁してるから、おんなじこと聞いちゃいけないのかなと思って端折ってしまいましたが、答弁も準備がありますよね。

それで、避難所の場所ですね。それをお聞きしたいのと、そのマニュアルの活用方法ですね。

それから、今の補正予算が570万でしたかね、上がりましたよね、今回ね。それは、消毒液だとかそういうものを買われるという。570万じゃないね、105万。失礼しました、105万ですね。

で、間仕切りが私、必要だと思うんですけども、それは入ってますかね。

どうですか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答え致します。

新たな町の施設として開設する8カ所でございますけども、大方中学校、大方児童館、上川口小学校、旧伊田小学校、旧佐賀保育所、佐賀漁民研修センター、伊与喜小学校、拳ノ川小学校としております。

また、マニュアル作成の活用につきましては、それらに配備される職員に渡すことと、先ほど申しました地区での開設する避難所にも、このマニュアルについては活用していきたいというふうに考えています。

あと、避難所を仕切る仕切りでございますけども、現在、計上している補正予算の中には組み込まれて

いません。ただ、これまでの避難所環境整備として、それぞれの地区が避難所として必要とする備品の中でパーテーションを整備する所がありますので、その避難所におきましてはそのパーテーション等を利用して接触感染を防ぐといったことは可能かと思えます。

また、今後、新たに状況等を勘案しながら、間仕切り、またそれぞれの個別テント等も整備する形を考えていきたいというふうには考えております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

その避難所生活ですけどね、マスクをするとか消毒するとかいうのも大事ですけど、一番は、避難所っていうのはもう災害時ですから密集するわけですよ。で、避難所を今増やしてくれたのはありがたいんですが、よくテレビなんかで見ると、そのパーテーションとかいうの、間仕切りとかダンボールとかっていうのがあって、それがどうしても私、必要だなと思って見てたんですよ。

今回、補正予算には出てないということですが、ある地区の区長はですね、実際、自分とこの集会所かどこか避難所にそれが欲しいなと思って見本を取り寄せたという方もいるんですが。なかなか各地区地区でそろえるということも大変ですし、この間仕切りに関しては早急に私、必要と思うので、補助制度はないのかなと思うんです。

というのは、今までは防災倉庫を備えて、その中にいろんなもの、簡易トイレだとかその地域地域で必要なもの、毛布だとかですね、そろえるのに補助がありましたよね。そういう一定のものがないと、今回避難所は造ったけども、それから避難してもらって命は助かったけどもコロナが拡大したという点では、不十分じゃないかなという気もするんですよ。

そういう点ではどうですかね、この今後。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

宮地議員おっしゃられるように、避難所での密を避けるためにはパーテーションとか、そういった間仕切り等は有効かと考えます。

ただ、今回の出水期における避難所に関しましては、避難者も割と限定されるということで、避難所を増やす中で密を避ける間隔というのは割と取りやすいかなというふうに考えています。

ただ、大規模災害時はどうしても多くの方が避難をして、密を避ける状況というのは取りにくいということがございますので、そういった観点から、今後新たにその個人スペースとしての間仕切り、感染症対策としての間仕切り等に関しては考えていきたいと思えます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

いろいろ答弁が重なりましたので、質問内容を変えたら訳分からなくなりましたけど。いろいろもう出てますのでね。

課長の中でですね、今回のその豪雨災害、土砂災害については、ただ逃げればいいってもんじゃないというようなお話でしたよね。コロナの関係があって、避難所へ逃げるよりも自分の家、自宅の方が安全な

のか。また、知人、友人の所へ行くのが安全なのか。そういうことももっと詳しく知っとかないと、行ってコロナになるという問題があると大変なので、そういうこともありました。そういうことを私、住民に、このワークショップの中ではそこまで私はね、コロナが出てなかったので話されてないと思うんです。そういうこともお知らせしていく必要もあるんじゃないかなと思うのと。

避難するときはもうマスクが足りないわけですから、必ずマスクを持ってってくださいということを付け加えたらいいと思うんです。私はその避難袋にも、アベノマスクというのが届きましたのでそれを入れてありますが、必ずマスクを、もう本人も用意してください、足りませんよということを伝えてほしいんですが。

そのへんはどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答え致します。

先日の答弁でもお答えしましたように、そういったことを住民の皆さんに周知していただくよう、チラシをお配りしたいというふうに考えています。

それと、やはり今回のコロナに関しましては、これまで感染症に対してあまり想定できてなかったことが急に出てきたので、対応としてちょっと遅れている部分もあるかと思えますけども、それに関して避難所の開設、感染対策については、現状でできる限りの対策、町としては打っていきたいというふうに考えています。

また、住民の皆さんに関しましても、このコロナのことをまた考えていただいて、改めて避難行動について考えてもらうきっかけにしてもらえればというふうにも思っています。

災害時の避難行動、感染症対策について、事前にそれぞれ考えて、また準備をしていただく。また、避難所での感染を避ける行動を取っていただく。そういったことを徹底するよう、またこれからも周知をしていきたいというふうに考えております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

複合災害ということになりましたと。土砂災害ね、豪雨災害だけじゃなくて、また地震津波の災害だけじゃなくて、逃げたはいいけどコロナの問題があるということで、大変住民もこれからも考えていかなきゃならないし勉強していかなきゃならないという点では、新たな時代に入ったんじゃないかと思えます。

また、今後もどんどんこういう問題は議会でも質問があるでしょうし、勉強する機会も増えてくるかもしれませんが、これからもまた住民の方に情報を。チラシも来ると言いましたけど情報提供して、みんなでコロナ対策、頑張っていけたらなと思っています。

長くなりましたけど、これで私の質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、宮地葉子君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 12時 10分

再 開 13時 30分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、山崎正男君。

4 番（山崎正男君）

それでは、私に与えられた時間を私なりにまたご質問させていただきますので、皆さんも初心に戻ってご答弁いただきますようによろしくお願ひします。

もう何回も、コロナ対策については皆さまのご答弁をお聞きし、一生懸命やられている。このことは、もう頭の中を全て、ぐるぐるぐるぐる回っております。とかく、質問がへち向いていくしかもうないかなというような気持ちもしておりますけれど、どうかよろしくお願ひ致します。

まず第1点目、コロナ対策についてでございますが、新型コロナウイルスの感染防止は、自宅自粛での町民の皆さまの努力と忍耐のお陰で、黒潮町も無事に無感染を達成できました。

5月14日には、国の非常事態宣言の39県の解除がされ、高知県でも、県内の自粛が緩和されています。

少しずつ、日常の活動に活気も出てこようかと思いますが、早くも北九州などでは第2波の感染拡大が出て、国内の緊張感は再度高まる懸念があります。黒潮町で採った施策を評価する一方で、今後の道のりをどのように考えていくのかお聞き致します。

まず第1点目ですが、国の給付金やマスクの配布状況はどうかということでございます。

これはもう既に答弁でもありましたように、かなりの数が配布、給付されまして、現状であります。この国の給付金の中にはですね、その世帯主に配られておるので、家庭の事情によって、個人が欲しいと。頂けたらというような問題もあるようです。

それからマスクについてはですね、これはアベノマスクといいますが、早くから配布ということでしたが、つい最近、6月に入りましてようやく、私のところにも届きました。私はこれはもう、一次感染はちょっと落ち着きが出ておりますので、二次感染用に大事に取っておこうと、神棚にちょっと入れております。

ということで、私に答えられる範囲で答えていただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは山崎議員の、コロナ対策のための国の給付金やマスクの配布状況についてのご質問のうち、給付金の代表的なものが、当課が主管する特別定額給付金ではないかと思われまので、私からは特別定額給付金についてお答えをさせていただきます。

昨日からの答弁で、既にもうご存じの内容ばかりかもしれませんが、ご了承いただきたいと思います。なお、後段のマスクの配布状況につきましては、私の答弁の後にですね、住民課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願ひ致します。

特別定額給付金につきましては、コロナの影響による収入の増減を問わず、国民一人一人に一律10万円を支給するものであります。基準日である本年4月27日現在で、黒潮町では1万997名の方が対象となっております。6月8日現在で、既に1万423名、率にして94.78パーセントの方が申請済みとなっております。

申請期間は受付開始日から3カ月間となっております、本町の場合は8月18日までとなっております。今後は、未申請の方に対し申請の再送付を行いまして、それでも申請されない方につきましては、直接

ご自宅の方に出向いて行って、申請勸奨を行いたいと思っております。

なお、数的には少ないですけれども、金融機関に送付した申請者の交付データにエラー等があった場合は、その方に対する振り込みがストップしてしまいます。1回の振込で1件ないし2件程度のエラーが発生しておりますけれども、このようなエラーが発生した場合には、申請者の方に電話を致しましてエラーの内容を伝えまして、その後、正しい口座情報を聞き取るようにしております。

その後、なるべく早く本人に給付金を支給するために、次の給付日まで延ばすのではなくてですね、手書きによる口座振替依頼書を作成して金融機関に直接持ち込みまして、早急に振り込む対応を取っているところでございます。

いずれに致しましても、なるべく早く、そして一人でも多くの皆さんに給付金が行き届く体制を整えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（川村一秋君）

それでは山崎議員の一般質問の1のカッコ1、国のマスクの配布についてお答え致します。

本年4月7日に閣議決定した緊急経済対策に基づいて、全国的なマスク不足の対策として、日本郵便の全住所配布のシステムを活用し、布マスクを全国の1住所当たり2枚ずつ配布するものです。布マスクは使い捨てでなく、洗剤を使って洗うことで何度も再利用可能ですので、新型コロナウイルス感染予防を図るためにご活用ください。

布マスクの配布に当たっては、感染者数を考慮し、4月17日から東京都、5月11日の週からは東京都以外の特定警戒道府県に順次配送を行っています。高知県を含む特定警戒道府県以外の全県については、5月23日から配送を開始となっています。

検品の強化によるマスクの品質確保に取り組んでいるため、当初の配送スケジュールに遅れが生じているとのことです。布マスクの全戸配布に関する相談窓口で確認すると、6月2日時点で、全世帯への配布が完了しているのは東京都のみとなっています。

配送手順と致しましては、国の要請を受けた工場から検品会社へ移送され、品質チェックをクリアしたものがそれぞれの郵便局に運ばれ、直接住民の皆さまのもとへと配送される流れになっています。

県内では、6月8日までに70から80パーセントの世帯への配布を見込んでおり、6月中旬を目指して、全世帯への配送が完了できるように取り組んでいくとのことです。

黒潮町では、6月3日時点で、黒潮町をカバーする土佐中村郵便局から町内の郵便局に布マスクが運ばれ、配送を開始しています。マスクの品質を保持した状態でお届けするため、雨天時等の天候不良時を避けて配送しており、そのために配送スケジュールに遅れが生じる場合があるようですが、なるべく早く皆さまのお手元にお届けできるように、6月の中旬を目指して取り組んでいると聞いています。

本日あたりは、皆さまのお手元にマスクが届いているのではないかと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

1点、確認だけさしてもらいますが。

冒頭にも言いましたけど、給付金は100パーセント近くまで頑張ってもらえるということですけど、ちょっとしたミスが一転することがありますので、所帯主に必ず届いているのかどうか。それから、口座を間違えていないのかどうか。そこらあたりは、もう安心しておってよろしいですかね。

それから、最初に言いました、所帯主に配るために、まあ一部になるとは思いますけれど、家庭内のトラブルとかがあるような状況のときに、個人、個人で欲しいという方がおられる場合、もしくはそれから、体、身体の不自由な方なんか単独ではできない場合に、その方たちにもちゃんと行き届いているのか。給付金ですので、全て安心して給付されてお役に立てていただきたいと思っておりますので、後で、ちょっとミスがあったとか、トラブルがあったとかいうことのないことをひとつ確認としてお聞き致します。

それからマスクについては、まだ全体には行き届いていないということですので、行き届いてない所は、黒潮町は別かも分かりませんが。行き届いてない所に今、コロナが再度上陸してきたというようなときには、これは一貫性がないことになりますので、そこらあたりの。

これは国の考え方なのかも分かりませんが、どのようにお考えか、お聞きします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは山崎議員の再質問のうち、給付金に関する部分についてお答えをさせていただきます。

家庭内のDV等による特別な事情によりまして、給付金漏れができないかどうかの問題につきましてはですね、昨日からの答弁でも何回かさしてもらいましたけれども、社協の職員さんであるとか民生委員の方等のご協力を得まして、特にその同じ世帯で給付を分けられない場合が出てきます。そういう場合については慎重な対応をしなければいけないので、そのDVの事案のあるなしも含めて対応しておりますので、世帯主の方の申請の中にそういう事情で支給されない方についても、当然出てきます。そういう事案につきましては別途申請をしていただくことにしておりますので、給付漏れのない対策を講じてまいりたいと思っております。

それから、ミスのことですが。提出していただいた口座のデータを入力して支給対象にしておりますけれども、いただいたデータそのものにミスがある場合とですね、実際、役場の方で入力する場合に、入力間違いとかいう場合があります。例で言いますと、その宮地のじの字が、しに点々が、ちに点々とか、そういう読み方の違い等でエラーになってくる場合は何件かありました。

そのような場合につきましては、まず、当事者に電話をしましてお断りをしてですね、どういうエラーで給付できなかったのかを説明して、正しい口座情報を確認して、次回の振り込みまで待たずにですね、口座振替用紙にて振り込むということにしておりますので、今のところ給付漏れはないというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（川村一秋君）

それでは山崎議員の再質問にお答え致します。

国のマスクが届いていない所へは、どういうふうな考えかと。今後どのように、第二の感染が始まったときなんかということですが。この国のマスクについてはですね、先ほども答弁致しましたが、配送手順としてですね、国の要請を受けた工場から検品会社へ移送され、品質チェックをクリアしたものがですね、



それぞれの郵便局に運ばれ、直接住民の皆さまの手元へ配送ということで。ちょっと県の方にもこの配送状況なんかもお聞きしたときにもですね、また町の方にも情報が入ってきてない。入ってこないと。直接もう国から住民の皆さまへということですので。

国の方も、できる限り住民の皆さまへ届くように配送を進めていくと思いますので、まだ届いてない所はもう少しお待ちください。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

分かりました。

国民に対する一定の、何言いますか、到達さす力というのが、今回は給付金は別にして、そのマスクについてはちょっと遅れているという気が致しました。

カッコの2番に移ります。

今、少し安定した時期に、今後の二次感染予防の対応策はどのように考えてるか。起こさないための準備をしておくべきと思うが、どんな施策を考えているかという質問でございますので。

まず、今、我々がコロナ対策が来て、今、何もほとんど無事に乗り越えたというような時期に、今こそ、このタイミングで次のことを考える。こういう余裕ができております。

ぜひこの間に、いろんなことを考え合わして、次の対策ができるようお願いしたいと思いますが、その考え方をまたひとつお願いします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは山崎議員の1、コロナ対策についてのカッコ2についてお答え致します。

議員ご質問の件については、午前中の宮地議員への答弁と重複しますが、再度お答えさせていただきますと、国から新しい生活様式が提示されましたことを受けまして、5月5日に、県から新しい生活様式が市町村に周知をされました。新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の段階的解除を行うに際して、これまでの生活とは違った、新しい生活様式を実践する必要があるというものです。

新型コロナウイルス感染症においては、特効薬の開発が急がれますが、まだ世界的に研究が続いておりまして、時間がかかるものと思われまます。

新型コロナウイルスは、接触感染と飛沫感染で感染拡大していくといわれております。そのため、接触感染および飛沫感染を防ぐ方法として、私たちが今できることは、生活の中で、人と人の距離を保つ、マスクの着用、石鹸での手洗い、手指の消毒、共有スペースの消毒、換気、対面で会話しない、対面で食事をしない、密集、密接、密閉の3密を防ぐ等々、基本的な感染予防対策を徹底し、新しい生活様式を生活の中に根付かせることかと思われまます。

今後も、継続的に住民の皆さまに啓発を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

我々は、今までと違って3密の問題、それからマスクの着用、手洗い。これは新しい生活様式としてですね、我々が馴染んで、普通になるようなことにならないかと思うがですけれど。

今、この二次感染というものがもし発生した場合に、それを見越して、医療機関体制、そういうものの充実とか連絡とか、そういうようなことは考えてないですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

まず、医療機関との連携ですけれども、こちらについては、所管は主に県ということになっておりまして、幡多地域でありますと福祉保険事務所ということになります。

自分たちも大変危惧（きぐ）しているのはですね、いわゆるあの一次感染と呼ばれた、あの2月ぐらいから4月、5月ぐらいまでの間の、あの患者数、あの罹患者数の確認レベルで終わるかどうかというのは、現段階では判断ができないところでありまして。現在、県内で確保されております対象病床につきましては、今、罹患者さんがいないので、全て確保できているという状況にありますけれども、そのボリュームもですね、多いのか少ないのかという判断すらも自分たちができないと。こういうことになっております。

それから、二次感染防止ですけれども。健康福祉課長が答弁しましたように、住民の皆さんにお気を付けいただくことは、啓発としてはしっかりとやってまいりますが、この間進めてきた感染予防策の、ある一定経験値といえますか、そういったものも積み重なってまいりましたし、一次感染のフェーズの予防策で大変苦労したところもございます。

まず、第一にはですね、かなり早期の段階から、3月当初から、要配慮施設についてのマスクの配布、あるいはアルコールの配布等を行ってまいりました。これは市場に保健衛生用品が出回ってなくて、あるいは出回っているとしても非常に高価で、住民の皆さん、あるいは施設の皆さまがお買い求めいただけない状況が続いておりましたので、本町が抱えます備蓄品から半月単位で必要枚数、それから必要量を配布してきたと。こちらについても、もともと民間でしっかりとした備蓄量があれば、このような措置は必要なかったかと思えます。今回ご質問にもいただいておりますように、今、安定しているときにですね、そういった民間備蓄もしっかりと、個人、事業所問わず、お進めいただくこと、これが非常に肝要だと思います。

それからもう一点、幡多で感染症が確認されながらも、うちの保健師さん、あるいは産業畑の職員は、各事業所を回りましてさまざまな指導を行ってまいりました。最終的には、隣、隣接します四万十市での感染症の確認を受けて、その外部へのコミットはもう禁止をして、その後は主に電話連絡と。このようなことになったわけですけれども、その間かなりの労力を割いて、各事業所に衛生指導に入った経過がございます。これらも、一次感染予防フェーズで講じてきた策をしっかりと、いわゆる秋口、今後ですね、事業者さんが徹底いただければ、この作業も必要なかろうかと思えます。

そうやってこれまで積み重ねてきた結果ですね、このままいけるものと、それからさらに積み増しをしなければならぬもの。このようなもののさび分けを、実は、本議会が終わりまして、第2波、第3波と呼ばれる、次のフェーズですね。これへの備えの協議をスタートすることにしていまして、当面、明日11日、議会終了後にですね、県の担当副部長とウェブ会議の予定をしております。そこでさまざまな意見交換をさせていただいた上で、出たらどうするのかと、それから今から出るまでの間をどう過ごしていくの

か、あるいはどう経過措置を取っていくのか。このようなことを早急に詰めてまいりたいと思います。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

まあコロナ対策については、出してはいけない、出たはいけない、というようなところがありまして、町長のお考えを今お聞きして、前向きにこれからも考えていかないかということだろうと思いますけれど。

我々が、何言うかね、このコロナの2月、3月、4月、5月、こういう時期を過ごしてきたときに、私は自分自身に、このタイミングというのはどういうことを反省せよと言ってるのかなと思って、いつも悩みながらおるわけですけど。いい意味では、このコロナの期間というものが、我々に今までの人類とか、人生とか人類の在り方とかいうものについて、かなり警鐘を鳴らしてくれているなど、気は致します。

世界的な流行でありますので、もう人類が死滅するかしらないかというようなおっこうなことになるかと思えますけれど、今、何とか落ち着いている。ありがたいなど。お互い、各町民が、それぞれこれをもう当たり前の予防策じゃというようなことで捉えていただいたらありがたく感じるわけです。町もそれに合わせてですね、ここ何カ月かの取り組みが、微に入り細に入り頑張っておられます。職員の方もそう、執行部の皆さんもそう。それから、医療関係に携わる方なんかもそうであろうと思いますが、我々が力を合わしたら、何とか乗り越えられるんじゃないかなという気はしております。

ただ、今言うふうに、二次感染、三次感染というようなことが、これから、県外を流通したり観光客が来たり、そうなったときにいつ入ってくるか分かりませんので、お互いに気を引き締めて頑張っていかなければと思っておりますが。

今、これから県外の観光客なんかも予想されておるようですけど、これの見通し、県外客が入ってきたときに、さあどういふ心配したらいいかなというところがありますけれど、県外流通に関して何かお考えがあれば教えてください。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

県外客についてですけれども、国の示した方針では、6月19日をもって県境をまたぐ往来の自粛要請の解除と、このようなことになっております。ただし、観光分野においては、つまりビジネスとか、必要に応じての県境をまたぐ往来の自粛については解除するんだけど、それ以外の観光等々についてはもう少し後になっておまして、今のところ、全面自粛解除というのは8月1日からが想定されています。

このような中で、黒潮町も、あるいは近隣市町村におきましても、当然高知県におきましても、それらのタイムスケジュールにのっとってということになろうかと思いますが、いずれかの段階で、日常レベルまで戻るかどうかは分かりませんが、一定の県外からの観光客にお越しいただくようになります。その際には、今まで積み重ねてきたことをまずしっかりとやること。これが非常に肝要かと思えます。

それからもう一つはですね、さも県外からお越しいただく方がウイルスを持ち込むと。このような考えはですね、他方、他県から見ると高知県からの来訪者がと、こういった立ち位置になるわけでございまして、人権配慮をお願いした要請文にも書いておりました。いつ自分になってもおかしくないという状況は、等しく国民が同等の立ち位置でございまして、過度に他県の方を攻撃されたり、そういったことは絶対に

うちの町でないように、これからも啓発をしていかなければならないと思っています。

その上で、かつ他県の方にもですね、黒潮町が進める、あるいは高知県が進めるさまざまな感染予防策についてもご理解をいただいた上で、その上で高知県の観光をお楽しみいただける。そういった準備を、自分たちもしていかなければならないと思っています。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

確かに、お互いのことでありますので、人権を考えながら、他県のことも、自分の県のことも、それから自分の住む町も、他の町も、同じような状況でございます。

もともとは、早く免疫のある予防策の薬ができればですね、一番それに越したことはないのですが、この薬もいろいろと言われておりますけれど、まだ当分時間がかかるように私は感じております。早くできれば、そういう問題も払拭できるのではないかと感じておりますので、これからも町の皆さん、町民の皆さん、それから執行部の皆さんも気を緩めることなく、この問題については取り組んでいってほしいと思います。

次いきます。

3 番ですが、これから梅雨時に入るが、自然災害とコロナ対策を複合的に対応すべきだが、避難場所、避難所の在り方はどうなるのか、という質問です。

これも皆さんからそれぞれ質問があり、また答弁があったわけですが、どう言いますか、コロナと通常の津波じゃ地震じゃ風水害じゃということで一緒になったときに、じゃあ、例えば今朝みたいな地震が発生したときに、命を優先すべきときに避難所へさっと集まる。これが一番大事であろうかと思うわけですが、今言うコロナというものは目に見えておりませんので、さあそこへ、避難所へ来た、熱を測って37度5分以上ある。こういうときに、お帰りくださいということになるのか。そこも踏まえた状況判断でフロアを構えていただくのか。

そこらあたりはどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは山崎議員の、コロナ対策での避難場所、避難所の在り方についてのご質問にお答えしたいと思います。

これまでの答弁と重なる部分があるかと思いますが、ご了承ください。

地震時に一時的に避難する避難場所については、密になる感染リスクはあります。ただ、屋外にある避難場所については、換気対策の必要がないところがございます。接触をできるだけ避ける等の対応が求められるところです。

地震、津波時等の災害における避難所につきましては、これまで感染症対策については考慮されていなかったのが現状でございます。感染症対策以外でも課題があり、多くの人が長期にわたり避難する大規模災害の感染症対策には、時間を要することをご理解いただきたいと思います。

一方、台風や豪雨等の風水害の避難所については、大規模災害と比べると避難者も一定限定されることから、今まで答弁しましたように、出水期における避難所での感染症対策マニュアルを作成し、開設場所も増やし、密を避けるなどの対策を行うようにしております。また、開設する避難所の感染症対策として、

避難所における感染症対策物品を整えるよう計画しているところです。

避難所の感染症対策につきましては、町としてもできる限り対応してまいりたいと思います。ただ、避難所での感染症対策を万全に行うことは困難です。この状態を住民の皆さん各々が認識していただき、避難に対して考え、行動することが重要だと考えます。災害に備え、感染リスクを低くするためにはどのような対応をするのが良いか。個人でのマスク、消毒液、体温計の準備等、災害対策、感染症対策に努めていただきたいと思います。

先ほど言われましたように、災害が起きて、その感染を恐れるあまり避難を避けるということだけは、もう絶対避けていただきたいと思います。もうとにかく、命に危険がある場合は、感染症を考えることなく逃げていただくということを徹底していただきたいと思います。

また、避難所において、熱があるとか、そういった方に関しては、現状ある避難所では一定、隔離したスペースを設けたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

今後ですね、その避難場所に、PCR ですか。この検査ができるような状況にはなるのかどうか。

避難場所でトラブルないようにするために、安心安全の観点で、検査がそこですぐ陽性、陰性等が分かるような、そんなことまでは考えてないですか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

現状では、PCR 検査等までは考えておりません。

ただ、前段にもご答弁致しましたように非接触式の体温計等を準備しまして、それにより体温を測り、その方の熱の状態とか、そういったものは経過を見たいというふうに考えております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

もう一件。

先ほど、避難所マニュアル、こういうのを作っているようでございますけれど。そのマニュアルというのと私が今から言おうという避難所心得。避難された方々が、ここの施設の中ではお静かにしてくださいとか、責任者が誰々でするのでその方の言うことを聞いてみんなですぐやかな行動を取りましょうとか、そういうような住民が心得ておるべきようなことを、先ほど言われたポスター作っておるとかいうて言っていましたよね、何か。そんな大きな箇条書きを作ったらどうかなという気持ちがあったがですけど。

その心得的みたいなことはやるがですか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

先ほど言われました避難所での感染症対策につきましては、8 つのポイントをポスター掲示するように

考えております。

基本的なところでですけども、消毒のお願い、体温を測る。また、距離を合わせ向かい合わせに座らない、こまめな手洗いを励行する、換気をするための空気の入れ替え、マスクを着用、こまめに消毒していただく。また、言われている3つの密を避ける。もうそれを避難所の中で徹底していただきたいということで、そういったことを避難所の所で掲示したいというふうに考えております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

私は、その避難所、避難場所で、緊急のときでもあり、パニック状態が出てくる可能性もありますので、お互いが住民として心得る。そういうようなことも、そのポスターの中に加えていただければ、執行部の方で考えていただきたいと思います。で、こういう意見を出しておきますけれど。

やはり、誰がその場のリーダーになって、誰が収めるかというようなことになってくるわけですので。責任者のおらないような避難所もあるというふうに聞きましたけれど、そういう場合についても、ここでは責任者はおりませんが、こういうことにお互いに注意しましょうというようなことはやっぱり示してしかるべきじゃないかと思っておりますので、付け加えておきます。

それでは4番の、児童生徒の学校教育はどのような方針で進むのか。新入生や卒業生、高校受験生などの心配も大きいですが、方針も早めに決定し、保護者とも連携し、安定した教育の方向性を見出していきたい。こういう質問でございます。

この春からずうっと、新入生から中学校卒業を抱えてる生徒さん、そういう中で、かなりの心配をされたと思います。親御さんも共に心配されたと思いますが、今、何とかそういう時期をクリアしてですね、さあ、これから学校生活。学校生活の中で、あと何カ月ありますか、3月までやったら。その間に一所懸命取り戻す。そういうことが大事であろうかと思っておりますし、それから、この問題は何カ月も放置して、大変じゃったということには記憶に残ってはいけませんので、この期間、今までにできなかった経験を子どもさんたちも親御さんたちもさしていただいたという気持ち、前向きな気持ちでですね、我々は取り組んでいかないかんと思っております。

学校生活もですね、ぜひその明るい兆しができるような方策をですね、ぜひ考えてもらいたいわけですが、

教育長、お願いします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは、答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染防止のための今回の臨時休業を受けて、改めて、学校の役割の大きさ、重要性に気付かれた方も多いのではないかと思っております。学校は知識をインプットするだけの学びの場だけではなくて、生活面も含めた多様な経験をする場であること。そして、学校には一日の生活リズムがあって、教師はこれらの子どもの支援者として心を育て、命を守る。まさしく学校は福祉の場でもあると、改めて感じました。

また一方で、今回の困難な状況は、これまでの学校の運営方法、授業の在り方を改めて見直す大きなチャンスとも考えられます。学校でのリアルな集団学習でしかできない学びとは何か。限られた時間で効率

良く学ぶためには、何をどのように優先順位を付けたらいいのか。家庭での自主学習を深めるためには、どのような方法があるのか、改めて見直す必要があります。

今後は、子どもたちに確かな学力を定着させるために、各校の研究テーマに沿った指導計画を全教職員で着実に実行することが重要になります。

1年のスタートは遅れましたけれども、十分回復できる期間が残されていると思っております。その分、内容の濃い、充実した1年にできるのじゃあないかとも期待もしております。そのために、休業日の短縮や変更、行事の中止や縮小など、保護者の皆さまはご負担をお掛けをし、お子さまの成長を参観をしていただける機会を制限するということがあります。その点は、これまでの事情をご理解いただき、ご協力をお願いしたいと思います。

教育委員会としましても、児童生徒の学力、進路の保障に有効な手だてがあれば、これまでの慣例や制約にとらわれることなく、取り組んでいきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

いろんな工夫をされてですね、教育委員会の工夫をされて、子どもたちのストレス、不安、こういうものを払拭しながらですね、学校生活を十二分に充実させていただきたいと思っております。

心配されるようなことはですね、いろんなこれから行事が制約される。それから運動についても、それからクラブ活動についても、今までやっていたことができないというような状況が出てくると思うわけですが。

それらは、それで困難なときの学校生活じゃということで捉えればそれまでになりますけれど、体力が落ちたり、それから精神力が弱まったり、そういうことがないように、ひとつ周りからですね、教育委員会全体で、学校の先生も含めて、大変ではありますけれど後押しをしていただきたいわけですが。

もう一度、教育長、お願いします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致したいと思います。

先の、矢野議員、宮地議員の際にも答弁をさせていただきましたけれども、学校訪問をした際に子どもたちの様子を見させていただく限りでは、あまり例年と変わりなく、子どもたちは落ち着いて、元気に学校生活、授業を受けてるというふうに私は感じています。

ただし、内面的にどうかということになりますと、これまでの臨時休業期間中のストレス、あるいは、家庭環境の変化によるいろんな心の負荷、そういうものが絶対ないとは言い切れませんので、これから、子どもたちのいろんな面にそれが表れてくる可能性がたくさんあります。そのためにやはり、先生方には日々の子どもの様子をしっかりとご確認をいただいて、少しでも変化があれば、他の教職員と情報共有をして、子どもたちの気持ちに寄り添って、しっかりと子どもたちの声を聞くということをして、子どもたちの支援者として、同伴者として、日々を指導していただきたいというふうに思っております。

そのために、我々教育委員会としてできることについては、もう精一杯努力をさせていただきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

ぜひ、黒潮町の素晴らしい小学校、中学校であったというふうなことになっていただきたいと思います。

では、次へまいります。2 番です。災害対策について。

カッコ1 番ですが、住民の生活環境の柔軟な整備は、日々の生活に安心感を与えることができます。私の過去の質問の反省をしながらも、同じことの質問を致しますが、これから台風や豪雨の季節です。町民の依頼を受けながらも、前に進展しない、進展しにくい事例ばかりで、自分の力のなさに自問自答を繰り返すばかりです。どうか今一度、次の事柄について適切な対応をしていただきたいと思います。

過去を振り返りますと、落石落下の処理、河川の流木による海岸や港のごみ処理、佐賀取水堰の用水路問題、佐賀地域の排水で土砂のたまる場所の補修、馬地の町道の暗渠（あんきょ）と溝の工事、伊与木川と馬地の護岸ののり面の補強工事、県関係の河川の砂利問題、東公園の階段の補修等についてですが、これらは毎年、住民が悩みながらも町と連携しつつも繰り返し、ただ時を刻んでいます。町民は毎年、台風、洪水等の悩みの中で暮らしております。

問題の個所には何らかの看板の表示をし、いつまでにできるのか、できないのかを知らしめるべきではないかと思いますが、その方策や方針をお聞き致します。

議長 (小松孝年君)

建設課長。

建設課長 (森田貞男君)

それでは、2 番のカッコ1、災害対策についてお答えを致します。

議員より8点についてのご質問がございましたので、それぞれご答弁をさせていただきます。

まず、落石落木の処理についてでございますが、現状では、要因となります、道路沿い等の民地の中にあります落石や倒木の懸念があるものにつきましては、事前に取り除く予防策までには至っておりません。対策としましては、落石等が頻繁に起こる個所につきましては、職員によるパトロールを強化をし、日常生活に支障がないように努めてまいります。

2 点目の河川の流木による海岸や港のごみ処理につきましては、事象が起きましたら、海岸保全や漁業活動等に影響を与えますので、海岸や港の管理者であります高知県と本町とで協議の上、速やかな対応を行ってまいります。

3 点目の、佐賀取水堰、頭首工からの用水路問題でございますけど、および、4 点目の佐賀地域の排水で土砂のたまる場所の補修につきましては、今後も地域整備事業等を活用し整備に努めてまいります。

5 点目の、馬地の町道の暗渠（あんきょ）と溝の工事につきましては、地元関係者の方々にはご迷惑をお掛けをしておりますが、今後、高規格道路にかかります周辺整備事業にて計画をしております。

6 点目の、伊与木川と馬地の護岸ののり面の補強工事につきましては、今後、町道の災害復旧工事にて予定をしておりますが、現段階では採択基準に該当をしないため、現場の安全対策としましては、のり面をブルーシートで覆うなどして経過観察をしている状況でございます。

7 点目の、県河川の砂利問題につきましては、例年、幡多土木事務所に堆積土砂の取り除きについて要望を行っておりますが、要望個所が多いため、幡多土木事務所では優先順位の検討後、対応している状況でございます。

本年度も各地区より多くの要望個所が挙がっておりますので、引き続き強く要望を行い、人命と財産を水害から守り、住民の皆さんの安全安心を確保するように取り組んでまいります。



最後に、東公園の階段の補修につきましては、中島議員からもご同様のご質問がございましたが、管理者であります幡多土木事務所に確認したところ、現在、入札に向けての準備中と伺っております。

いずれの事項につきましても、住民生活に直結をします重要な課題と認識をしておりますので、今後も適切な対応に努めてまいりたいと存じます。

また、問題の個所に看板等の表示ができないかのご質問もございましたが、地区要望等の案件とも重なる部分がございますので、関係地区の区長さんに詳細に状況等をご説明することで周知に代えさせていただきますと存じます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

いろんな点で考慮をいただいておりますけれど。

先ほどのその看板なんかはですね、私感じるには、それぞれ困っている場所の状況がですね、年に1回ずつ、例えば、見たときに同じことの繰り返しだなというような状況に町民が感じる場合がありますので、できたらその、やはり現場の場所に、この状況は町が伺っておりますと。確認中ですか、それからいつごろまでにはこういう状況になるでしょうというようなことが分かるように、一言何か書いたものをやっぱり看板にするか。今はやりのこんなファイルに用紙を入れてぶら下げるか。こういう状況をいつまで、町民があそこ通るたんびに心配じゃとかいうような声が出てきてはいけませんので、できたら町で今考慮中ですかというように書いて、出される方がいいのではないかとというふうに思いますので。

これは、やっぱりもちろん区長さんにも連絡取つてのことじゃろうとは思いますが、やっぱり住民は、どこそこが悪い、どこそこに心配なことがあるということはみんな知っておりますので、その状況が町に伝わっているのか、ほたくりながか、ということのないように、お知らせした方がいいんじゃないかなと思います。例えば、何年度の受付をしておりますとかいうようなことで知らせておけば、町に伝わってるなど。じゃあ、ちょっと待とうかということになると思いますので。何回もこのような質問は前にもしたわけですが、できたら見える化してもらった方がありがたいと思います。

それから、先ほどの溝の砂利なんかはたまる場所。これなんかもこの間も一斉清掃しております、たまるべくしてたまる。こういう水をためるところがあります。そこには必ず砂利ができます。砂利はねこで運びますと、10杯も12杯も、年寄りが何人も掛かって取らないかんと、こういう状況があります。

先ほど課長は、地域整備事業等で対処しますということですが、もう町が分かるところは台帳に作ってですね、どこそこのどこ、どこそこのどこということ、写真もその台帳の中に入れて、皆さんが分かるようにして、いつでも区長が出てきたとき、あ、ここは承っておりますと。こういう事情でまだできておりませんが、というふうなことが説明できるようにしていただいた方がいいんじゃないかと思えます。いつも人が代わるたんびに、新たに悩み事を言わないかんと。こういうことではいかんと思えますので、ぜひ、看板等のことも考えて。それから、その溝の掃除なんかは町がですね、町単で年に1回は必ずここはやりますというふうなことも地域住民に分かるようにしていただいたら、安心できるがじゃないだろうかと思えますので。どうせやるなら気持ちよく、そういうふうにやっていただきたいと思えます。

毎年毎年起こる問題は、私は過去からの行政のやり方、それから工事とか設計の悪さ、そういうところが出てくるところが結構あると思えますので、新しい感覚で、それこそこの用水路が曲がり過ぎちよとか直角になり過ぎちよとか、もうちょっとこっちへ分配の水を通した方がえいかというようなことまで、やっぱり役場の皆さんの新しい知恵で考えていかないかんとと思えますので、ぜひお願いしておきたいと思

います。

もう一度、答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは山崎議員の再質問にお答え致します。

看板の件でございますけど、毎年、町内から多くの地区要望等がございます。解決できていない案件も多数ございまして、その際、全てに看板を設置ということはなかなか困難でございますので、先ほど申し上げましたとおり、できないものできるものも含めまして、区長さんの方には周知はしております。

また、この案件について、住民の方からお問い合わせがある場合もございます。そのときには、このような理由で今年は少し予算の関係もありできませんが、また来年度以降、その予算より対応もしてまいりますというようなお答えもしているところでございます。

それから、そのできない所で危険な個所なんかも当然あるわけで、そういう場合につきましては、特に道路なんかで、例えばのり面対策ができていない所、路側が消え危険な所。そういう所については、落石注意とか路肩注意とかいう看板等も設置はしておりますけど、十分な対応とは言いませんけど、冒頭言いましたように、そういう所はまたパトロールも丁寧に行ってまいりたいと思っております。

いずれにしても、ご質問ありましたように、これから台風や洪水、集中豪雨等のシーズンでございます。住民の皆さまの不安を一つでも解消することによって安全で安心して日々が暮らせますよう、対策に努めてまいりたいと考えております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

我々は、そのおなじ時代をですね、5年も10年も過ごしてるわけですけど、その時代で起きたことは時代のうちにしまいつけるというような観点が重要であろうかと思っておりますので、我々、この執行部の皆さん、それから我々議員、こういう者がおるうちにはおるうちでできることをしまいつけていただきたいと、このように思います。

ぜひこれからもですね、コロナとかいうような大きな問題、これがありますけれど、今までの行政の不備は不備で少しでも減らしていくということも一つの隅に置いて、これからご尽力いただきたいと思っております。

私の質問、終わります。

議長（小松孝年君）

これで、山崎正男君の一般質問を終わります。

この際、14時45分まで休憩致します。

休 憩 14時 29分

再 開 14時 45分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、小永正裕君。

1 番（小永正裕君）

それでは、2 問について簡単にお伺い致します。

1 問目が、本町の表彰規定について。

カッコ 1、これまで表彰されました方々は多数に上るとは思いますが、どういう理由で表彰されてまいりましたか伺いしたいと思います。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは小永議員の一般質問の1 番のカッコの1、表彰の規定や経緯につきましてお答えを致します。

ご質問の本町の表彰に関する規定につきましては、黒潮町表彰規則が平成 26 年度に制定されており、この規則に基づき表彰がされるものとなっております。

ほかにも表彰に関する規定があり、それぞれ所管する部署で表彰などを行っていることと思いますが、町の表彰に関しまして、私からは、この黒潮町表彰規則に関しましてお答えをさせていただきます。

表彰の対象者につきましては、黒潮町表彰規則では第 2 条におきまして、町の発展に尽くした者、産業の発展に尽くした者や教育又は文化の振興に寄与した者など 9 項目が定められており、それぞれの分野で功績が顕著であった方が表彰の対象になるものとなっております。

なお、表彰すべき方の選考につきましては黒潮町表彰審査会に諮って決定をされるものと規定をされておりますので、表彰に必要な調査および審査を経て表彰されることとなっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

1 番（小永正裕君）

そうなんですよね。私とその町の表彰というのは、ほとんど毎年社会福祉協議会で秋に行われる表彰、そのことしか頭になかってですね、結局、私の勘違いながです。課長の言われるとおりの、その町の表彰規定ですと、第 2 条に表彰対象が全部いろんな種別が書かれておりますので、そのつもりでいつも行ってましたんで、いつも同様の関係の表彰ばかりあるのかなと。それが不思議に思ったんです。それは、まあ私の知識不足で失礼致します。それはよく分かりました。

ただ、このせっかくある表彰規定をですね、幅広くこれから活用していった方がええことないかなと思いまして、考え直して、また再び取り上げるということになりました。

2 番ですけども、これからも同様の形式なのか、それとも異なる価値観を取り入れ、幅広い視野での表彰規定にするのかどうか。

これも先ほどの 1 番と同じような勘違いであります。それで、ただ私はその知見が少ないだけで、実際には表彰いろいろされていると思いますけれども、この町の規定に沿って。

そういうのを例を挙げて、1 番にちょっとまた関係しますけども、教えていただきたいと思えます。

（議長から「1 番の 2 回目。1 番の 2 回目」との発言あり）

いや、2 番に。

（議長から「2 番にいくがですね。はい、分かりました」との発言あり）

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

小永議員の再質問にお答えします。

議長（小松孝年君）

2 番に移ったが。

総務課長（宮川茂俊君）

2 番にですか。

それでは小永議員の 1 番のカッコの 2 番、表彰規定の拡充につきまして、通告書に基づきお答えを致します。

先にも答弁させていただきましたとおり、それぞれの担当部署において表彰に関する規定があり、それぞれの担当において改正等が行われているものと考えておりますが、黒潮町表彰規則につきまして通告書に基づきお答えをさせていただきます。

重複する答弁とはなり、また議員も調べられておりますが、この規則の第 2 条に表彰される項目が第 9 号まで列記をされており、先に答弁させていただきました項目のほか、保健衛生の向上に尽くした者、社会福祉の増進に尽くした者、災害の防除に尽くした者、環境の保全に尽くした者などが規定されており、町の発展その他福祉に関し特に顕著な功績があった者を表彰することができる規則になっていると考えております。

ご質問は、異なる価値観を入れ幅広い視野での表彰をするべきとのご提案であると考えますが、第 2 条の規定には、特に町民の模範となるべき善行があった者や、全各号に掲げる者のほか、町長が特に表彰すべき実績があると認めた者の項目があり、具体的な分野に該当しない場合でも、これらの規則に基づき表彰をすることができることとなっております。

このため幅広い分野についてもカバーでき、これからの新しい価値観にも対応ができるものと考えているため、現時点での規則の改正につきましては行う予定とはしておりませんので、ご理解を賜りたいと考えます。

議員からのご提案やアドバイスなどを賜りますとともに、住民の皆さまからのご意見等があり、この黒潮町表彰規則につきまして改正すべき点がありましたら、今後、検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

1 番（小永正裕君）

町の規定というか規則の方の 6 種類の、産業育成とかそういうのまで広げていけば、あんまり改正する必要ないかとも思いますけれども。

ただ、別に教育委員会には別の規定があるんですね。それはそれで、教育長の名義で主催して表彰するようになるわけですかね。

それともう 1 カ所。漁船に関しての表彰規定というのはまた別にありますよね、これとは別に。

その漁船に対する表彰というのもあんまり耳にしたことはないんですけども、実際そういうことが、まあ私、広報をあんまり見てないんで違っているかも分かりませんが、もしそういうのがありましたら例を挙げて、近いのがありましたら教えていただきたいと思いますけど。表彰されたとか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

小永議員の再質問にお答え致します。

この本町の表彰規定について、黒潮町の黒潮町漁船表彰規則というのがあります。その規則については、町水産業に著しく貢献した漁船の表彰に関して必要な事項を定めております。

被保険船については、年間の水揚げ金額を基準として、漁船別、漁業別ごとに区分して決定することができるようになっておりまして、この基準に基づいて町としても水揚げによって1、2、3位とかという形で、毎年その該当にある漁船に表彰をしているところです。

以上です。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは小永議員の再質問にお答え致します。

黒潮町教育委員会におきましても、黒潮町教育委員会表彰規則というのを定めまして毎年表彰を行っております。これにつきましては町内の学校の児童生徒、それから黒潮町出身の児童生徒、それから保健体育の向上などに特に顕著な功績があった個人、団体に対しまして表彰する規定でございます。特に多く表彰させていただいておりますのが、スポーツ部門でございます。これにつきましては黒潮町スポーツ表彰規定というのを設けまして、毎年優秀な成績を挙げられた個人、そして団体の皆さんを表彰させていただいております。

昨年度はこのスポーツ賞の受賞者と致しまして、個人では6名、そして団体では2団体を表彰させていただいております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

1番（小永正裕君）

すいません、今、団体と個人の表彰がありました。

もう発表されたと思いますけども、構わなかったら紹介していただきたらと思います。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

スポーツ賞の受賞者につきましては、6名の方でございます。

その当時、佐賀中学校2年生でした森田君、それから大方中学校3年生の長崎君。それから一般では、グラウンドゴルフの酒井さん、それから同じくグラウンドゴルフの池田さん。それから、陸上競技では柿内さん、それから同じく陸上競技で塩田さん、この6人でございます。

団体表彰につきましては、黒潮町グラウンドゴルフ愛好会の皆さん、それからFC KUROSHI084の皆さん。サッカーでございます。その2団体でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

1番（小永正裕君）

すいません、漁業関係の表彰を教えてくださいませんか。

最近のがでよろしいです。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

再質問にお答え致します。

まず、表彰について種類がありまして、今述べたように。

まず、カツオ一本釣りの小型漁船の分での1位としましては、昨年については佐賀の大幸丸というところが1位で表彰しております。それから、大型船の部で言いますと、第83佐賀明神丸。それから、水揚げで佐賀漁港に一番水揚げした方の分も表彰しております。これは第28福吉丸。

このように、毎年その水揚げ、それから水揚げの状況ですね、それから佐賀漁港への水揚げ高の状況によって1位を表彰しております。

以上です。

議長（小松孝年君）

小永君。

1番（小永正裕君）

何か、賞状とか副賞はあるんですか。どんなものがあるんですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

表彰状と副賞。船の場合には、役に立つお米を皆さんに副賞として贈呈しております。

以上です。

議長（小松孝年君）

小永君。

1番（小永正裕君）

僕はね漁業の場合はね、NHKのBSで見たことがあって、すぐ佐賀のM丸が、何か3年連続か何かで一本釣り日本トップというふうな番組があったんですよ。それを見てびっくりしてですね、こんなすごい業績挙げている所あるんだと思ひまして、表彰いうものをちょっと自分も興味持ったことがあったんですよ。

やってる人も大変力強いやる気になってくると思いますんで、ぜひともこういうものを大々的に、もっと派手にですね、取り上げていただいた方がええことないかというふうに感じますね。

それとね、3番の方にいきます。

もう随分前の話ですけど、カツオの一本釣りの3年連続全国トップというのは今のM丸の番組見て知ったんですけども、これはもうもっと前の話で、旧大方の方でハウス園芸農家の方の知り合いの方がおられてですね、この方はキュウリ栽培をやってまして、平成4年くらいのときに農林大臣賞いうのをもらったんですよ。結構その時代はみんな競って、そういうそのイベントがあれば積極的に、一生懸命作った商品、品物を品評会みたいながに懸けて、それで何とか賞、何とか賞いうのをもらっておったらしいんですよ。その方はそのキュウリの部門でトップになって、農林大臣賞をもらったという話を随分前に聞いたことがあってですね、これはやっぱり誇らしいもんだなと、やっぱり思ったことがあったんですね、昔。

このごろはですね、なぜかそういう話を農家の人に話しても、あんまり反応がないんですよ。なぜか

という、今はどんどんと農協さんが合併に合併を重ねて。その昔は地元の農協いう感じがあったんですけども、それが全部支所になってしもうてですね、農協との協力関係とかいうことはちょっとやっば薄れてくるような感じがあるわけですよ。

それで高齢化もあって、僕らが小学校のときに、浮鞭の人なんかは初めてキュウリをハウスで作りはじめたんですよ。この頃の話聞くとですね、もうかってもうかって、そういう話ばかりで、こんな面白いものはないいうて一生懸命作った。ただ、お遍路さんが昔はよく来てましたんで、冬の寒いときに暖房が入ってます。そこで、お遍路さんがその暖房の中に入って寝ておいて、農薬で消毒した後で、亡くなったということもあったんですよ。だから、出始めいうものはいろんなことが起こってくるわけですから。賑やかなこともあって、活発なこともあってということもありましたけども。その頃は、本当によくやる気のある人がいっぱいおってですね、一生懸命作ったという話はよく聞いていますけどね。

このごろは品種も多様になって、それぞれのまあ得意な方もおられて、それなりに一生懸命頑張っておられると思いますけども。最近では I ターンの人が結構黒潮町に来てですね、2 年間ですか、見習いして指導を受けて、それから独立して、ハウスを経営したいというふうな若い方が町外から来ておられて、いろいろと皆さんに教えてもらっておるとい話を聞いてますんで。こういう方もよくまあ勉強されてるようですから、いい結果が出てですね、一人前の農家に育つようになってもらいたいと思うんですよ。

だから、何かグループで切磋琢磨するようなムードができていけば、また昔みたいな活気ができるんじゃないかなあと思うんですけども、そういうことは町の方は何か、かかわっておられますか。農業公社の話はちょいちょい聞きますけどね。

実際の I ターンで来て、農家で農業として頑張ってる人たちに手助けになれるような情報なり資金援助なり、そういうものの関係の推進、農業推進ですか、別に決まってない。

もし関係のある課があったら教えてください。

議長（小松孝年君）

小永さんちょっと、通告書とずれてきちょうので。

そのへん等はちょっと表彰とはずれてますんで、別の言い方でお願いします。

1 番（小永正裕君）

分かりました。

それでは、表彰をきっかけに頑張っていたただければと思っただけですけども、表彰とはちょっと違うということで、今の質問は取り下げます。

それでは、次の 2 問目に移ります。

決定されたという佐賀、大方高規格道路の。

議長（小松孝年君）

小永さん。

1 番（小永正裕君）

はい。

議長（小松孝年君）

3 番目のまだ答弁いただいておりません。

1 番（小永正裕君）

3 番目。

議長（小松孝年君）

ちょっと質問途中でずれていったんで。

1 番 (小永正裕君)

はい、それ聞きます。

一次産業で県なり、国なり全国一とかいうふうになった方々は、表彰された方々はおられますか。

議長 (小松孝年君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (土居雄人君)

それでは小永議員の、一次産業で県、あるいは国で 1 位となったものはあるかの質問に対してお答え致します。

一次産業として、まず水産業では、先ほど少し答えさせていただきましたが町内水産会社での所属船が近海カツオ一本釣り水揚げ金額において、平成 24 年から令和元年まで 8 年連続で 1 位という成果を挙げております。この 8 年連続の中には、漁船がちょっと入り交ざっているところではありますが、8 年連続 1 位ということになってます。先ほども申しましたように、当漁船に対しては黒潮町の漁船表彰規則に適用して、毎年表彰しているものです。

また、農業関係の表彰された方を調査したところですが、黒潮町や幡多地域の農業振興に尽力された方 1 名が、平成 30 年春の叙勲で旭日双光章を受賞。高知県園芸連の園芸品展示品評会、花の部で、平成 16 年に 1 名、平成 11 年に 1 名、それぞれが農林水産大臣賞を受賞したことを確認しています。

以上です。

議長 (小松孝年君)

小永君。

1 番 (小永正裕君)

素晴らしいですね。

もうほかにはおられませんか。

おめでとうございます。

これで、表彰規定に関しては終わります。

2 番目の、決定された、さっき言いましたね。同じこと言うてかまんろか。されたという佐賀大方高規格道路のルート、工法について問う。

1、提示された 3 つのルート帯で、決定した法線、位置でないといけない理由は何か。分かりやすく教えていただきたいと。

大体おんなじような質問をずうっと続けてやっていますんで、町長にしたらもううるさいというふうに思うかも分かりませんが、私はなかなか程度が低くて理解ができないところがあってですね、どうしてもやっぱ繰り返し質問することになりますんで。

分かりやすく、よろしく願います。

議長 (小松孝年君)

建設課長。

建設課長 (森田貞男君)

それではカッコ 1 の、決定したルートの理由についてお答えを致します。

これまで小永議員からの一般質問におきまして同様の質問がございましたので、答弁が重複するかもしれませんが、ご了承をお願い致します。



国土交通省では、平成25年度より佐賀から四万十間の計画段階評価を開始をし、黒潮町内の区間につきましても地域や道路の現状、課題等を解決するための道路整備の対策、対応策としまして3つのルート対案が示されました。

この3案につきましては、平成26年9月から10月にかけて、地域住民および企業、道路の利用者、沿線自治体を対象に意見聴取が行われまして、その結果を踏まえた結果により、平成27年3月に開催をされました第3回四国地方小委員会において現在のルート帯に確定されたと、国土交通省よりお聞きをしているところでございます。

こういった全国一律の手続きを経て、地域の実情を踏まえましたルートが選定をされており、黒潮町としまして決定をされましたこのルートでの事業の推進をしてみたいと考えております。

議長（小松孝年君）

小永君。

1番（小永正裕君）

平成27年3月というのは、町長が国交省から来た文書に妥当と書いて出された年でしょうか。それとは違う。

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休 憩 15時 13分

再 開 15時 14分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、小永議員の再質問にお答えを致します。

町長の方から意見照会をしましたのは、平成27年の3月17日でございます。それを追って、四国地方小委員会、第3回目の小委員会の方は3月の18日、翌日に行っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

1番（小永正裕君）

その町長が返事された27年3月というのが、委員会に妥当ですというふうな返事を書いた。書いて出した、いう文書ですよね。そしたら。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

小永議員の再質問にお答え致します。

3月17日に出しました文書につきましては、大まかに言いますと、津波の影響を受けない、高台への整備や国道56号の代わりとして利用でき、防災拠点施設や市街地、集落等と円滑に連絡できるインターチェンジ配置などが考慮された、現在のルート1の案について妥当と判断致しますということで提出をしております。

議長（小松孝年君）

小永君。

1 番（小永正裕君）

それはもう最終決定となったわけですよ。決定ということになったわけですよ、それで。今のルートで。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問に答弁させていただきます。

この間の時系列の説明はですね、これまで何回もこの場でさせていただいております。

要望についても決定権は黒潮町にはなくて、最終的に事業者素案というのを国交省が出して、県の都市計画決定をもって正式の決定ということでございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

1 番（小永正裕君）

そうなんですよ。町長からの答弁は、その神社仏閣、公共施設、過去の答弁ですけれども墓場、住家など避けねばならない非常に厳しい制約された中で、まず一つは掛かるお金ですね。そこから得られる便益判断するというのが第一。B/C（ビーバイシー）のことですよ。うちの事業ではないので、国の直轄事業を勝手に線を引くことはできないという、今の答えとおんなじなんですよ。

では、町長に決めることはできないのは、なぜ文書で問われたのでしょうか、委員会から。それでいいんですかと。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

では、再質問にお答えさせていただきます。

これまで答弁させていただきました内容とちょっと、もう繰り返しになりまして新しい材料がなくて大変恐縮ではございますけれども、各関係機関にですねいろんな聞き取り調査がされています。その上で住民アンケートを繰り返して、さまざまな手続きを踏んだ上で、最終的に四国小委員会としての事業素案を取りまとめると。その前段の意見聴取ということでございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

1 番（小永正裕君）

で、その最後の小委員会からの問い合わせが、町長に対して来たわけですね。

何で来たと思います、ほんまに。なぜ、そういう問い合わせが来たんですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

手続きについての規則等々をつまびらかに読み込んでいるのではないので、ちょっと正確な答弁ができ

るかどうか分かりませんが、そういう手続きになっていると。一般論的に。語弊のないように言いますと、あの当時の手続きとしてはそうなってると思います。

例えばですね、平成24年に事業化いただきました佐賀工区まで、今、上分で造成をされているインターチェンジの。あそこまでは、そういったような手続きはほとんど省略化をされています。

なので、平成24年時点からすると、平成29年に事業化をいただいた案件についてはかなり丁寧な手続きを踏んで最終的に決定をされたと、自分たちはそのように捉えています。

議長（小松孝年君）

小永君。

1番（小永正裕君）

これは、小委員会としては必要な町長の判断をしてください、いうふうに来たんじゃないですか。手続きを後進めるために。

（町長から「それは先方に聞いていただいた方が」との発言あり）

いや、それはそういうふうに思いませんか。私がいろいろ感じるところが鈍いですから、はっきりした町長の中のお考えが分からんのかも分かりませんが。

この中でですね、うちの事業ではなく国の直轄事業を勝手に線を引くことはできない。だから、この直轄事業はB/C（ビーバイシー）、減益を判断するということが第一ですから、お金がまず第一ですねというのがB/C（ビーバイシー）になって直轄事業につながるわけですけども、これは、ここの事業というのは直轄事業じゃなくて新直轄事業なんです。前の質問のときも言いましたけれども、新直轄事業ということで進めてきたわけです。無料で通れる道ということなんですよ。有料道路と違いますから。で、田舎の方はこれじゃないとできないということになって、それで閣議決定してこの新直轄事業できたわけです。だから、それでB/C（ビーバイシー）というのが絶対じゃなくなったんですよ。

これは、2004年か5年くらいに決まっておるんです。2005年の10月に正式に、これは決まったんですよ。それで、それまで直轄事業として全国で進めていた工事があっちこちありましてですね、2007年と思いますけども、2007年の9月に、秋田県の本荘という所のインターチェンジから次のインターチェンジまでがその直轄事業だったのが、新直轄事業に回されたんです。そのときから新直轄事業の高速道路の造ることが始まったんですね。なぜかという、有料道路ばかりですとですね、もうけないと駄目なんですよねあれ。会社だから。親分が国交省でもですね、もうけないと駄目なんですよね。だから有料にして、首都と大阪とつなぐ大きな街、それから政令都市と大都市とつなぐ。そういう道ですと、それはどんどん通る車は多いですから、もうけることはできますね。有料で通ることはいっぱいありますよ。産業でも何でも、トラックも何も通りますから。

ところが、田舎というものはそんな車が通りません。だから有料にしても、また乗る人もいませんね。有料のそこには。それで、これでは全国に高速道路が行き渡ることはできないということが、政府が判断してできたのが新直轄事業なんです。それでこの秋田県の本荘からのインターチェンジの次のインターチェンジまでが初めて、その元決まっておった直轄事業の高速道路から外れて、新直轄事業の仕事になったんです。これが、全国に広まる無料の新直轄事業の一番最初やったんですね。

それが我々のところへ、全国でも遅れてやっとやってきたというふうな状況になってますんでね。地元の国交省がなんぼ偉くてもですね、俺の道やけんいうてお前んとこどけどけいうて、どんどん田んぼも何も取ってですね、勝手に道を造ることはできないわけですよ。それで地元の人の同意を得ないと駄目だから、判が要るんじゃないですか。代表の町長の。まあ、私はそんなふうにはしか考えられませんけども。そのた

めの手続きじゃないですか。それだけ田舎というものは、まあお金も少ない人が多いし、あんまり持ってない人も多いし、都会と比べて産業も少ないですし、通る道路はあっても乗ってお金を払える人がいないから、赤字になるわけですね。だから、直轄事業から外れた造り方をするようになったわけですよ。まあ、ありがたいことですけどね、田舎の者にとっては。

ほんで町長はですね、国のもんだから、事業主体が国だから、自分は部外者だから何にも言えないというふうな答弁をずうっと私にしてきましたけども、私にとってはね、ちょっとそれはおかしいんじゃないかと思うがです。B/C（ビーバイシー）のことを一番先に口にするのはですね、国交省の人がするんですよ。有料道路を主に扱ってましたから。田舎は有料にはできないから閣議決定で決めて、地方は新直轄事業で進めて高規格道路を造ろうというようなことを政府が決めたんですよ。国交省が決めたんじゃないくて政府が決めたんです。それを今、田舎で延ばしてきてるわけですね。

だから、黒潮町には黒潮町の事情があるわけです。せっかく3つのルート帯を示してくれているんですよ、このときも。それで第2ルートというのが山側か、今、佐賀のそのころの委員会に関係しておった人の話では、今、窪川から下りてきたルートは、佐賀の中角まで来たルートは、以前決まっておったルートとほとんど一緒じゃいうふうなことを教えてもらったことがあるんです。これは中角から入野まで来るのは、こんなわしんくの山を通るルートじゃなかったいうことをはっきり言ってますよね。もっと山の方を通っていく第2のルートですよ、それが。それはだから今のこの決まったというルートよりか2キロも短い。ほんで、寺社や仏閣や墓石や公共物がない。歴史的な遺構もないんですよ。ほとんどないというふうに、国交省のホームページにも書かれております。第2のルートというのは、そこを通ればですね、何の問題もないんですよ。まあ後で出てきますけども、早咲にある農地もほとんどつぶれますね。あれ、前に私が2年前か、社協の2階で聞きに行ったこと思い出しますけども、その国交省の方と、まちづくり課長と、業者の方がおいでて、それで聞いたら山みたいですよ。土を盛って15メートルの高さに埋めて、農地が結局なくなるというわけですから。その農地の幅はどのくらいなくなりますかいうて聞いたら、幅60メートルでずうっとなくなるいうんですよ。

比較的若手の方が一生懸命頑張ってますね、作物もええのを一生懸命作っておったとこなんですよ。60メートルと聞いておったんですけども、去年の11月やったかな、国交省の方とまちづくり課長などが説明に来られて、早咲の集会所で説明を受けたんですけども。そのとき聞いた話ではですね、60メートルじゃなくて80メートルだと。土盛る幅が。高さは15メートルで一緒やったですけどね。だからそれ聞いたらですね、ほとんど残るところはないんですよ。あそこは改良区で、税金使って皆さんも出資してできた田んぼ、農地ですから。みんなが一生懸命、残そうと思って一生懸命やってきた。それで今でもあそこはええいうことで、早咲の人じゃない人がわざわざあそこへ来て耕作していますね。泣いてますよ、あそこで今一生懸命やっている方は。

それで、ルートと工法いうのを考え直してくれませんかいうふうなことで、私は取り上げていってるわけですよ。そのルートを第2のルートに変えれば、こんな問題は何にもないんですよ。

どうなんでしょうね。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

まずですね、幾つか、もう全てこれまで前答弁した内容ばかりになりまして大変恐縮ですけども。

以前、何か山側に決定されていたものがあるかのようなお申し出ですけれども、国土交通省に確認をさせていただきました。以前、何らかの形でお示しされたものがありますかということで、それは明確にありませんということでもあります。

それから、それに関連してですね、旧大方町時代に作られているマスタープランでは、今の法線がほぼ同じ所に引かれています。つまり、マスタープラン上こうなしてほしいというようなマスタープランになっています。これは、小永さんも恐らくご在籍中の作成のマスタープランだと思います。

それからですね、幾つかあるんですけども。まず、自分のスタンスですけれども、部外者ですからと言ったことは一回もないと思います。決定権がないと言っただけであってですね。なので、積極的に関与はしてまいります。今もですね、細部についての調整なんかは積極的に関与はさせていただいております。

そういったことで、必ずしもですね、事業主体が国交省なのでうちはまったく関係ありませんというスタンスは、これまで一回も取ったことはございません。それらがまず基本として置いておいてですね。

これも残念ながら、これまで答弁したとおりになんですけれども、その上で、これまでもこのルート帯については自分の意見も申し上げてまいりました。自分としては、南側ルートが望ましいと思っています。ただし、デメリットもあります。後段ちょっとご質問をいただくようになっておりますので、この場ではちよっと控えますが。

さまざまなメリットもございまして、そういったことを総合的に勘案し、かつ、先ほども申し上げましたように29年度の事業化決定に至るまでの間のさまざまな住民、あるいは関係機関を巻き込んだ丁寧な手続きがまず取られているということ。こういったことが大前提であります。

そういったことを考えますと、今のルートでしっかりと住民理解を深めるような努力はしながら、しっかりと進捗（しんちよく）を図ってまいりたいと考えています。

議長（小松孝年君）

小永君。

1 番（小永正裕君）

それでは私に教えてくれた佐賀の方の記憶が、どっかずれておるということになるわけですよ。もう一回聞き直します。

次のカッコ2に移りますね。

この高規格道路は町の将来と住民にどんなメリット、デメリットがあると思いますか。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それではカッコ2、高規格道路のメリット、デメリットについてお答え致します。

メリットとしましては、この高規格道路の整備効果としまして、大きく次の3点を考えております。

1 つ目として、防災機能の強化と災害に強い町づくりへの支援ということが挙げられます。近い将来起こるとされております南海トラフ地震等の災害時における救援活動や物資移送に大きく寄与されるものと考えております。

2 つ目として、周遊観光や地域産業が促進されることにより、黒潮町をはじめ高知県西部地域全体の活性化が図られることが挙げられます。高知市方面からの移動時間が短縮され、人や物の流れを円滑化し、地域経済の活性化が期待できるものと考えております。

3 つ目としまして、安全安心に医療機関へアクセスできることが挙げられます。高規格道路の整備により、第2次救急医療機関であります幡多けんみん病院への移動時間の短縮、および現在の国道ルートと比べましてカーブ区間が減ることにより、搬送時の患者への負担軽減が図られ、住民の皆さまの命を守る面での貴重な道路と考えております。

デメリットとしましては、建設用地として地権者および耕作者の皆さまから、これまで守り続けてこられました貴重な土地をご提供していただければならないことと考えております。

議長（小松孝年君）

小永君。

1 番（小永正裕君）

国交省のホームページを見てみますとですね、調査して論文を書いてくれみたいなのを依頼してるんですね。それを読んでみるとですね、簡単な論文ですけど。

供用によって生じる事象、新直轄道路が供用されることによって周辺地域に生ずるメリット、デメリットについて述べる。

新直轄道路が建設される周辺地域では、一般道に比べ新直轄道路を利用した方が走行時間が短縮されるため、その分住民の活動範囲が拡大されるメリットがある。また、一般国道から利用者が新直轄に流れるため、一般道の渋滞緩和に寄与する。こんな効果があると。さらに、必要な原材料の調達、製品の輸送などを容易にすることから、インターチェンジ周辺に商業、工業施設が立地することも期待できる。しかし、住民の活動範囲が拡大することによって消費行動の範囲も拡大し、商業施設が衰退する恐れがある。ただ、ずらずら書いておるとこでございます。

町長は、メリット、デメリットは個人的にどんなふうに思われますか。今の課長の答弁のようなものですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問に答弁させていただきます。

メリットはですね、大きなメリットとしては課長が答弁したところです。

さらに少し詳細申し上げますと、ご指摘いただきましたように時短効果と言いますか、時間短縮効果によって商圈あるいは行動範囲が広がるわけですから、そのエリア拡大ということになります。

ただし、ご紹介いただきましたデメリット、いわゆるストロー効果といいますか、そう言ったデメリットがあることも事実です。ただしですね、アクセスが悪いがゆえに、お越しいただけない地域へお越しいただくための努力と、それからアクセスが良くなったがゆえに、外に出ていくことを抑制する努力。これは掛ける動力が同じであれば、僕は後者の方がよっぽど効果が高いと思っていました。つまり、お越しいただくためにどうしてもハンディがあったんだけど、そのハンディキャップを乗り越えるためのインフラ整備をまずお願いをし、かつ、外に消費行動が漏れていくこと。こちらについては内部努力でしっかりと、抑え込みましようと言うとちょっと失礼ですけども、地域の商店の魅力化を図ったりとかですね、今回もコロナで、先ほどご質問をいただきましたときも答弁させていただきましたように地域の商店をご利用しましょう。こういったことで抑制する。こういった努力は必ずしも無駄にはならないと思っていますし、効果は出るとしています。

それからもう一つ、防災効果でも緊急搬送道路として、あるいは人命の搬送路としての期待は高いとこ

ろです。その上で、南側ルートを選択した場合にはですね、自分たちがやっぱり広域の搬送計画を組むに  
おいて、輸送路がない中で机上の空論でしかなかったものがまず組めるようになるということが第1点。

それから2点目はですね、南側に振った効果は、今、黒潮町の中で一番孤立の日数、時間が長いと想定  
されているのが旧白田川地区であります。この地区へのアクセスが飛躍的に容易になるということ。こう  
いったことを鑑みて、是とすると。まあ自分の考えはそういったことであります。

続いて、デメリットですけれども、繰り返しになりますがストロー効果があるというのは間違いござい  
ません。それから、今回につきましては農地が奪われる。お土地だけではなくて、それが有効活用されて  
いる所に法線が書かれるということで、それは明らかなデメリットであります。

しかしながら、これも繰り返しの答弁になりますけれども、そのデメリットをリカバリーするために、  
例えば土地とか風の通りとか、いろいろな条件をこれまでもご享受をいただいていたところでは

なので、同じ面積が確保できてですね、必ずしもそれで良しとはならないというようなことは、これ  
までいただいていたご意見の中で自分たちも重々承知をしているところではあります。それでも面積が  
確定し、その減少する面積があるのであれば、それを最大限確保していくための、リカバリーしていくた  
めの努力を、これからも引き続き続けてまいりたいと思っています。

議長（小松孝年君）

小永君。

1 番（小永正裕君）

私が耕作者に聞きますと、あそこだけ作物作るのに適した所はないいうふうなことを言われるわけす  
ね。だから20分も30分もかけて、早咲じゃない別の地区の人から通ってわざわざここに作りに来るとい  
うふうなことを、もう真剣に一生懸命言われるわけですね。現場でやっている人がやっぱり一番悔しいと  
思うんですね。おんなじものように農地は見えますけど、やってみないと全く分かんみたいなのが  
あるみたいです。

この道路のルート決定に地域住民の生活実態を考慮したことはありますか。

カッコ3の方に移ります。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、カッコ3の地域住民の生活実態を慮ったかについてお答えを致します。

佐賀大方道路の建設に際しましては、貴重な土地をご提供していただければなりません。決定され  
ましたルート上には、家屋や農地、山林等、多くの土地がございます。家屋の移転につきましては、住み  
慣れた土地からの移転となり、大変なご苦労をお掛けすることとなります。

また、農地につきましては、これまで各種の品目栽培により、黒潮町の農業振興に多大な寄与をしてい  
ただきました。農業を行うに当たっては、あらゆる品目において土壌作りには耕作者の皆さまの長年の研  
究やご努力により作られたものと存じます。

ハウスにおかれましては、多額な施設整備費用が要したと存じます。特に葉タバコ栽培につきましては、  
全国的にも非常に品質が高く、1キログラム当たり2,100円台にて取引をされていると、以前、議員から  
もお聞きをしているところでございます。

高規格道路の建設には、各地域において住民の皆さまの生活実態が大きく変化するものと存じますが、  
この道路の必要性をご理解いただき、重ねて関係者の皆さまにご協力をお願いするものでございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

1 番（小永正裕君）

最初の説明、どんな道ができるか聞いたときに驚愕（きょうがく）したのは、先ほど言いました 15 メートルの高さに土を盛るということ。それから、その農地を全部、斜めに全部突き切っていくということ。それから、缶詰工場はせっかく造ったのに全部掛かるということ。これなんかはですね、なぜかと思ったんですよね。せっかく雇用も増えてきておるのに、缶詰工場も。それもつぶさんといかん。

それと、今の調査をしてですか、最初聞いたのは土盛りで 60 メーターいいますか幅が。今、80 メーターいうて分かりましたけれども、高さは 15 メーター。津波が来たときに、その土盛りにぶつかった波がどこへ行くか、早咲の人、みんなびっくりしたわけですよ。ちょうど役員会の際にその前に聞いた話があってですね、どういう道ができるかいうふうなこと、どこに。それを役員会で言ったときに知っている人はおりますかいうて聞いたら、みんな知らなかったですよ。

だからこういうものを地元で造るときに、公共物ですからまあ協力しようという人、当然出てくると思うんですけども、全然知らないうちに決まったというふうなことになると、えーっというふうにみんな思うわけですよね。それは、みんなびっくりすることは当然やと思いますよ。

まあ津波も強いから弱いから、いろいろあると思いますけども、弱い波が来てですよ、そこでせき止められて蛸瀬川の方から両方入ってきて、水がですね、海水が入野地区でもごろごろ回るような格好になると思いますよね。強いのが来たらどんどん乗り越えていったり、またこっちへ流れてきたりして大変なことになって、助かる人はもうどんどん減っていくと思いますけども。もし弱い津波が来たときに、家の中においてですね、逃げる人も逃げれなくなるというふうなケースもどんどん増えてくるはずなんですよ。そんなことを考えてみたらですね、地元のことを全く考えておかないかいうようなことを感じるわけですね。人間いうのは。全く無視されて設計されてる、全く無視されたルートと構造になっているというふうなことは、直感的に分かると思いますよ。

そういうことが地元の中で心配なことがどんどん出てきたということと同時に、今の地権者の方も早咲におられますから、貸してる方が。そこの方々もうんと心配しておったわけですね。ただ、たばこ農家さんがあそこで 7 人の方があそこで作ってますけども、まあ頭抱えてるのは事実ですね。それと、年取った方ややっぱりもう、私はもう津波が来たら逃げれんみたい、諦めの人はやっぱりだんだん出てきますね。ああいう話聞くと、地元の人が全然知らんうちにそんなものが決まっておったということになると、やっぱりみんな大きなショックを感じるというのが当然のことやないかと思いますね。

ここで地元のことを考えてくれた上での話で、あそこへこんなルートで、こんな構造で、こういうものができるか、いうふうなことを後で知ること自体がいかにか自分ら捨てられた住民か、みたいな感覚持つわけですよ。命も財産も、全部捨てんといかんみたいな。

まあ、どっかの国でありましたけど、みんなこっちへ集まれいうてそこで集まった人を集めて、何時間か後に帰ったら壊されてしまって、何にもなくなっておったというふうな国がありましたけど。それ考えると、民主主義とか主権在民とかいうのは、日本はほんまにそんなところあるのかなと思うようなこと考えるときありますよ。地元の人が何にも知らんうちにそういうことが決まるということが。

町としても、そういう不安感を持つ住民は増えることは当然分かっていると思いますけれども、そういうふうなことが進んでいくと。なぜもつと、別の形でもいいですから住民の方に、こういう情報がありますけどもどんなふうに感じますかとか、考えますかとかいうふうなことを少しでも話し合うような姿勢を



見せてくれたら、もうちょっと態度は違うかも分かんかと、こんなふうを感じることもありますね。まあ、捨てられた住民じゃというふうには、共通の認識を持っておられることはもう事実でございます。後から文句言うても、そんなことは知るかみたいなことを言われるようなもんですからね。民間の人も、びっくりして怒ってましたから。それでも工事行くときには、先にほこりますからごみが散っていくかも分かりませんから、隣近所には必ず先に謝りに言ってあいさつに行くと。そういうのが日本人のエチケットですわね、大体は。あんたら邪魔やけんもうどっか行けというふうなことに、先ほどの国みみたいなことになってしまいますから。

以前、課長やったかな、答弁したのが。これまでこういうことを地元の人に説明に行きましたかというたら、行ってない。これから行くことありますかというて聞いたら、行く考えはありませんみたいな答弁ももらったんですね。ああ、これはちょっと役場の人に言うても無理かと思うて、ちょっとがっかりしたところありますけど。まあ、文句ばかり言ってもいけません。

ちょっとこのルートを変えてくれ、みたいなことを町長が言っていくような考えはありませんか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

これまでも答弁申し上げてまいりましたし、本日も答弁をさせていただきました。

今回決定されたルートで、自分たちが事業するわけではないですけど、その事業推進の進捗（しんちょう）に寄与できるように、さまざまな努力を重ねてまいりたいと思います。

議長（小松孝年君）

小永君。

1 番（小永正裕君）

その次のカッコの4にいけますね。

優良農地と言われる消滅する面積はどのくらいで、年間の取引額も幾らか。

分かっておりましたら教えてください。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それではカッコ4の、優良農地の消滅面積と年間の取引額についてお答えを致します。

優良農地の消滅する面積につきましては、平成30年3月議会定例会の一般質問におきまして、浮鞭地区、ヤモウチ団地、早咲地区、平成団地の4地区の補助整備地において約7.7ヘクタールが減少すると推測をしている旨のお答えをしておりますが、現在、国土交通省では当区間の道路構造に関する設計を実施中であり、事業用地として取得が必要な面積等につきましては、計画中の段階とお聞きをしております。

また、昨年11月、早咲地区において地域住民を対象としました説明会でも国土交通省よりご説明をいただきましたが、一部区間を盛土構造から高架構造に変更する検討がされており、以前の議会でお示しをいたしました農地面積よりかは減少されるものと考えております。

年間の取引額につきましては、現段階におきまして詳細な金額を把握することはできませんが、一般的な農業経営指標等での素収益につきましては、葉タバコが10アール当たり49万1,000円、水稻が10アール当たり9万6,600円、施設イチゴが10アール当たり336万円、施設キュウリが10アール当たり385万

2,000円、施設ミョウガが10アール当たり429万1,200円となっております。

議長（小松孝年君）

小永君。

1番（小永正裕君）

葉タバコ言いました。葉タバコ、葉タバコ。タバコ、言った。言った。なんぼやった。49万1,000円。優良農地という意味なんですよ。先ほど、課長か、2,100円とか言ってましたけども、令和元年、去年ですね、その葉タバコの価格が1キロ当たり2,149円なんですよ。これは全国でナンバーワンなんです。価値が、値段が、最高の値段なんです。

それでもう1カ所ね、沖縄県の何とか島というありますけども、沖縄県のタバコも1位なんです。おんなじ値段で、1キロ当たり2,149円でおんなじなんです。これがですね、非常にやっぱり値打ちがあるもんなんです。上からですね、A、B、C、M、それから廃（はい）、漢字で廃です。廃棄の廃と書くんですけども。Aというのは最高の値段なんです。ほんでMになると、1キロ当たり180円になる、値段が全く違うがです。だから、そんなええ農地で作っている方々が、代替地行け、ここ用意したと言われても、はいそうですか、というふうなことになると思うのでしょうか。自分はですね、まあ自分は作ってないから偉そうなことは言えませんが、その人たちの話を聞くと、人は簡単に代替地用意するいうて言うけども、なぜほかの地区の人がここに集まって作るかいうふうな意味を全く分かってないいうて言うんですね。馬荷の人も20分とか30分かけて、わざわざ毎日通ってあそこへ作りに来るいうんですよ。本村の人も来る、浜の宮の人もあそこへ来る、湊川からも作りに来て、小川からも作りに来ておると。で、小川から来た人は、令和元年、昨年初めて自分で作った人なんです。その人は初めてなんですけども、タバコというのはタバコ植えてるとこ専門家が見ると、あ、あのタバコ畑はAさんが作った田んぼじゃとか、あ、あの葉タバコ見たらBさんが作ったとかいうて、すぐ分かるらしいですね。それだけ作るの難しいがです。でも、そういうその素人の人が混じって全体の価値がトップいうことで。平均値ですからね、売る。その地区の1キログラム当たりのその生産者の売れた価格の平均値出してるわけですから。そういう素人に近い人が作っても、それだけ1位になれる、全国1位になれるというふうな物が作れる農地なんです。10数倍の土地をもらってもですね、経費ばかりかかって、もうけは逆に少なくなるというふうなことになりますよね。それを考えるとですね、もう本当に気の毒でしょうがないですね。みんなその自分の生計をそれで立てて、子どもを育てて、学校へ行かせて、一人前にみんななってますから。子どもさん見ても。その畑、田んぼがなかったら、俺はこういうことはできんかったというわけです。もしわしが死んで、うちの子が後継がんなようなことやったらやる人が絶対おるから、俺はその人に譲るいうんですよ。紹介して譲るいうんです。ほかのものを何ものにも替え難い場所なんです。そういうところもあるんですよ。日本のどっかに。

先ほど沖縄のことは言いましたけども、沖縄も昔は何とかさんという歌手の歌った、ざわわ、ざわわ、ざわわいう歌がありますけど、有名な。その黒糖をみんな切ってますね、伐採して、あと、みんな葉タバコ植えてるんですね。だから、全国でも沖縄の葉タバコ農家、ものすごく増えてます。それは収入が良いからです。何をやっても、先ほどハウス園芸のこと言いましたけれどもハウスは非常に、素人が言ってあれですけども、人の話ききますと経費が掛かる。ハウスだって、もう以前作ったハウスよりかはるかに高くなってる。それと、病気がすごいと言ってますね。屋外でひょうとかあられが降らなかつたら、あるいは豪雨とか洪水とかいうもんで浸からなかつたら、葉タバコの栽培はベストなものなんですよ。利益を上げるのに。こういう農地をですね、皆さまに●一生懸命作ってる農地を平気でつぶすということになるとですね、農家の方のモチベーションはがっくりくると思いますよ。精神的にやる気がなくなってしまう。そんな

なふうな危惧（きぐ）を非常に私は持ちますね。

それはまあ全体にひびいてきますから。前にも言いましたけど、ボクシングでボディブローもらうと、全くもう回復できんようなものすごいもんになりますから。ダメージがね。そういう行政はできるだけ避けていただきたいということで、私は繰り返し取り上げてやってるわけです。まあ、将来にわたって禍根を残さないような行政に。

僕は、町長は一生懸命頑張ってる町民のために思うてやっている施策いうのはものすごく買ってるわけですが、こういうことが一つありましたらですね、全体にかぶってまいりますよ。町長の業績が。町長の名誉のためにも言わせてもらっていると、僕は思ってますから。ずけずけ偉そうなこと言ってますけども、それは自分のために言ってるわけじゃなくて、町民のため、この町の将来のために、そういうものは残した方がええことないですかということ言ってるだけです。

時間が残ってますけど、以上で終わります。

（議長から「最後は構いませんかね」との発言あり）

もう、言いたいことは言いましたから。

議長（小松孝年君）

これで、小永君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了致しました。

これで散会致します。

散会時間 16時 05分